

経済産業省

受託調査

中越国境における中国からベトナムへの  
模倣品流通実態調査

2016年3月

日本貿易振興機構（JETRO）

広州事務所 知識産権部

## 目 次

一.	調査の背景 .....	1
二.	中国製模倣品の拡散状況 .....	2
	・ベトナムを含む ASEAN 諸国への模倣品流通状況 .....	2
	・ベトナムを含む ASEAN 諸国への模倣品流通ルートの概況 .....	4
	・ベトナムの模倣被害傾向 .....	10
三.	中越国境都市での実態調査 .....	14
	(1) 調査実施要領 .....	14
	・目的 .....	14
	・調査ステップ .....	14
	(2) 実態調査結果 .....	21
	・中越国境都市の製品販売拠点・市場に対する調査 .....	22
	・中越国境都市におけるその他業者への調査 .....	51
	・中国側製造業者への調査 .....	68
	(3) 調査結果総括 .....	76
四.	中越国境における模倣品対応方策 .....	80
	(1) 総論 .....	80
	(2) 中国側での対策 .....	80
	・インターネット対策 .....	80
	・模倣品オーガナイザー・貿易商対策 .....	85
	・税関対策 .....	88
	(3) ベトナム側での対策 .....	93
	・輸入業者・販売業者対策 .....	93
	・税関対策 .....	95
五.	調査結果総括 .....	98

## 一．調査の背景

近年、中国製の模倣品は引き続き世界中で流通し、その被害は拡大している。流通量が多いとされる東南アジア諸国の中でも、特に中国と国境を接するベトナムへの模倣品流通問題は後を絶たず、これまでも多くの事例が確認されているため、ベトナムで流通する模倣品はベトナム国内で製造されているよりも、隣国の中国で製造され、その後、何らかの形でベトナム国内に流入している可能性が高いと考えられる。

この点、中国からベトナムへの流入ルートについては、主に陸路と海路の二つに分かれている。各ルートの特徴として、一度に輸送する模倣品数量が多い、もしくは模倣品源流の場所がベトナムから遠く離れている場合、輸送コストの関係上、海路を利用する傾向がある。一方で、一度に輸送する模倣品数量が多くない、もしくは模倣品源流の場所がベトナムから近い場合、陸路を利用する傾向がある。近年、中国税関は模倣品差止を強化しているため、海路で一度に多くの模倣品をベトナムに輸出するリスクが増大している。他方、中国とベトナム間の陸路運送能力は年々高くなっており、もとより、中国ではベトナムからの距離が近い南部での模倣品製造が比較的多いといった事情もあるため、頻繁に陸路を経由して適量の模倣品をベトナムに運送するケースが増えている。

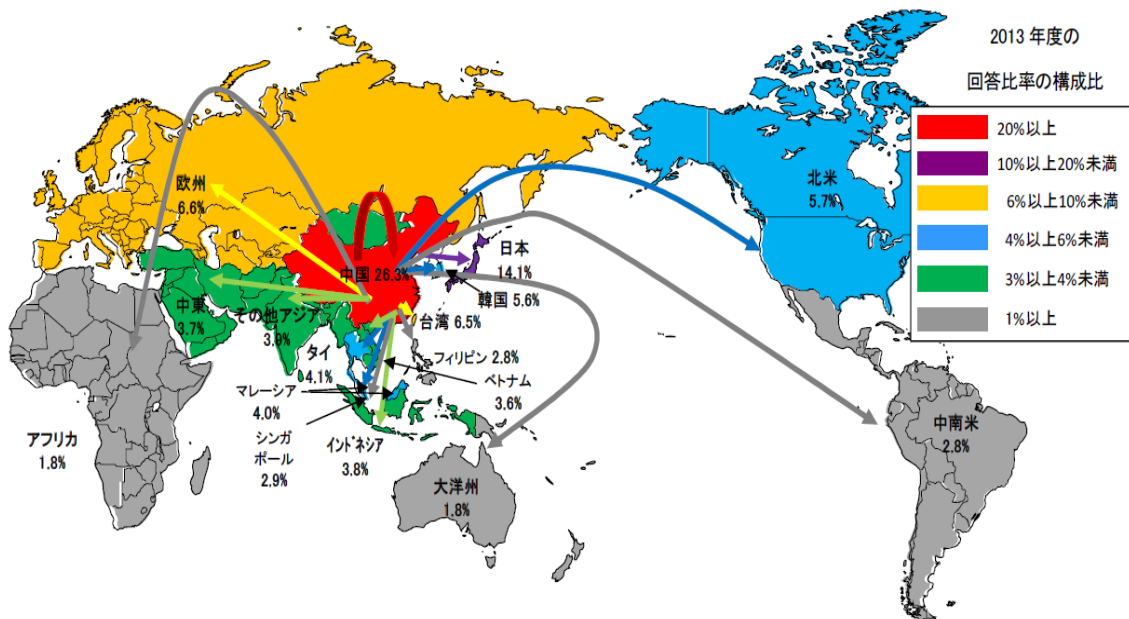
こうした陸路をベースとした被害に直面し、問題として認識しているが、他方で、中国に所在する模倣業者とベトナムに所在する模倣業者の情報は、それぞれ各国における個別情報でしか把握できておらず、双方間のビジネスモデルや、「線」として見た場合の情報は十分に把握できていないため、効果的な対応が取れていないのが現状である。かかる現状に鑑み、本調査を通じて、中国からベトナムへ流入する模倣品の両国国境における模倣品取引の現状、流入ルート、手口等の実態を明らかにして、今後の両国での対策検討の一助とすることを目指す。

## 二. 中国製模倣品の拡散状況

### ・ベトナムを含む ASEAN 諸国への模倣品流通状況

近年は、模倣業者の国際的なネットワークも進化し、模倣ビジネスのグローバル化が進行しており、模倣問題は中国だけにとどまらない世界レベルでの問題になり、一層、深刻になってきている。模倣品・海賊版の多くは、中国で製造されているが、最近では、中国政府の模倣品摘発強化により、一部の製造工程を仕向先国で担う事案も増えてきているものの、以下の模倣品被害調査結果をみても、中国が模倣品の「製造地」となっていることが分かる。特に、仕向先国で製造が難しいある程度複雑な製造技術を必要とする製品を中心に、中国で製造される事案が未だ圧倒的に多い。また、中国で製造された模倣品で国内消費されているのは、件数ベースではわずか30%弱に過ぎず、残り約70%は海外に輸出されている。ASEAN 諸国を含む世界に流通する模倣品・海賊版の多くも、中国で製造されて輸出された製品である。

### 【中国で製造された模倣品・サービスの販売提供国・地域】



(出典：特許庁「2014年度模倣品被害調査報告書」)

下記は、中国税関において差止められた模倣品の仕向地についての、差止件数順の一覧である。中国から多くの模倣品がベトナムを始めとする ASEAN 諸国へ流入していることが分かる。

順位	仕向地	差止件数	差止点数	差止品価格総額 (／人民元)	差止品価格総額 (参考／日本円)
1	ブラジル	3,653	354,825	4,702,995	94,059,900
2	スペイン	2,881	107,878	2,381,565	47,631,300
3	ロシア	2,168	611,299	3,996,523	79,930,460
4	イギリス	1,643	308,929	4,830,811	96,616,220
5	アメリカ	1,533	655,610	14,725,435	294,508,700
6	イタリア	1,031	78,888	1,598,624	31,972,480
7	韓国	949	69,958	1,160,413	23,208,260
8	日本	844	170,343	2,708,735	54,174,700
...	...	...	...	...	...
21	フィリピン	174	3,191,766	10,461,019	209,220,380
26	マレーシア	141	1,130,046	8,118,996	162,379,920
33	ベトナム	106	239,440	3,678,408	73,568,160
...	...	...	...	...	...
41	シンガポール	68	9,584,677	5,823,583	116,471,660
45	インドネシア	55	2,877,503	6,799,211	135,984,220
48	ミャンマー	48	753,105	10,271,964	205,439,280
51	タイ	46	1,298,236	5,446,703	108,934,060
...	...	...	...	...	...
84	ラオス	12	867	156,680	3,133,600
102	カンボジア	7	9381	141,512	2,830,240

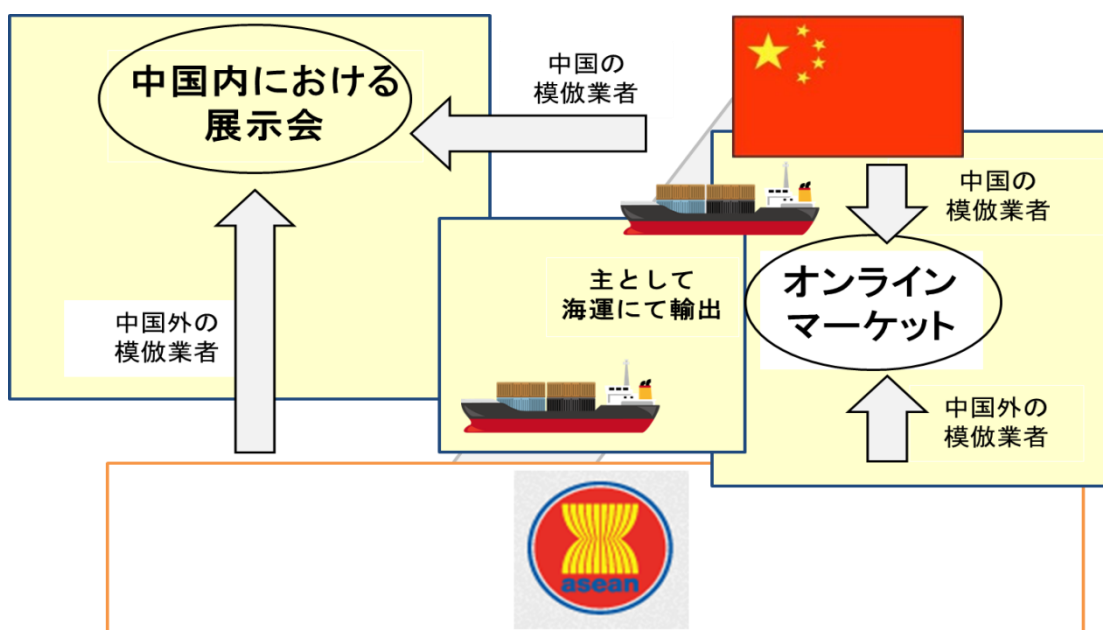
(出典：2014年中国税関統計) ※1元=20日本円

## ・ベトナムを含む ASEAN 諸国への模倣品流通ルートの概況

ベトナムを始めとして、ASEAN 諸国へ流入する模倣品の多くは、中国を源流とするものであると考えられ、中国模倣業者と、ASEAN 諸国の模倣業者は、一般的に、インターネット上のオンラインマーケット、中国内における展示会場、中国各都市の卸売市場等を通じて、中国側の模倣品販売、製造業者を見つけてコンタクトを取り、模倣品を発注しているケースが多い。

中国におけるインターネットを通じた模倣品の取引は増加傾向にあり、BtoC 製品のみならず、BtoB 製品についても、専門の電子商取引サイトが多く存在する。海外との取引に特化した英語で書かれたサイト等もあり、中国内の模倣品製造・輸出業者が、海外からの注文を受ける際の重要なツールとなっている。

また、中国では、毎年、多くの製品分野の展示会が開催されており、世界中から、多くのバイヤーが訪れ、商談がなされている。以前は、堂々と多くの模倣品を展示している業者も多かったが、近年、中国当局による摘発強化もあり、各展示会には知的財産権侵害に関するクレーム窓口が設置されることも多く、模倣品そのものの展示は控える傾向が強まっている。しかし、その裏では、商標が付されていない製品本体だけを展示して、別途、模倣行為に関する商談をする等、引き続き、多くの模倣品取引がなされているのが実情である。



【オンラインマーケットのイメージ】

国内化粧品メーカー製品の  
模倣品の疑義がある商品

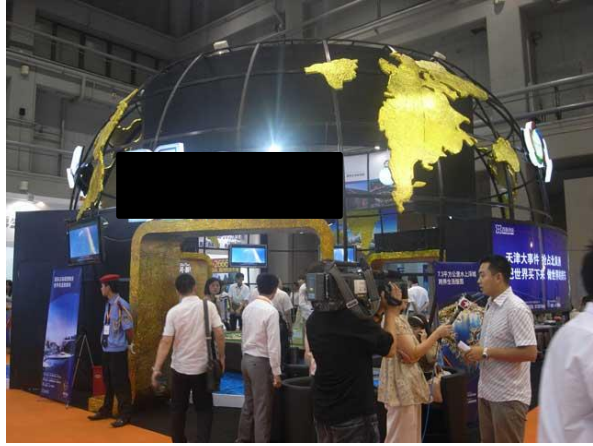


国内電気機械メーカー製品の  
模倣品の疑義がある商品

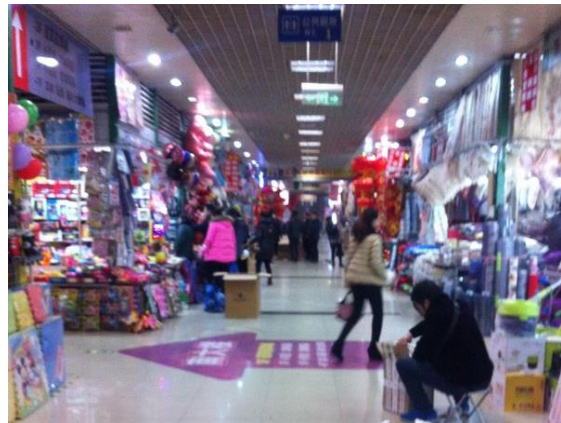
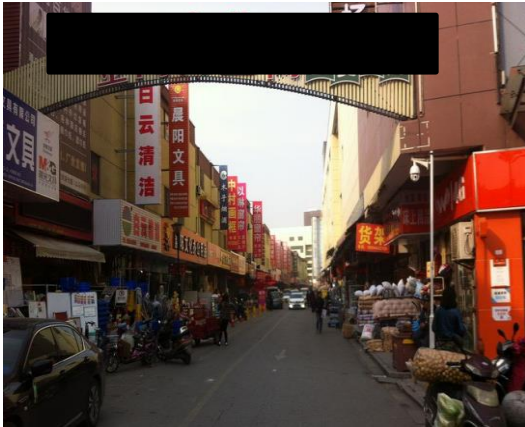


【展示会会場のイメージ】





### 【卸売市場のイメージ】



こうした中、世界中のバイヤーが、中国の製造、販売業者とコンタクトし、初回の直接取引を行うのが一般的であるが、その後は、互いに離れていてもコンタクトが出来る関係が築かれているため、バイヤーが中国の製造、販売業者に製品を発注すれば、中国の製造、販売業者はバイヤーに向けて容易に輸出することが可能である。

下記の中国税関の全世界への模倣品差止に関する統計データによれば、模倣品の流通経路の多くは沿岸部の主要な税関から輸出されており、主として海路を通じて各国に流出していることが分かる。

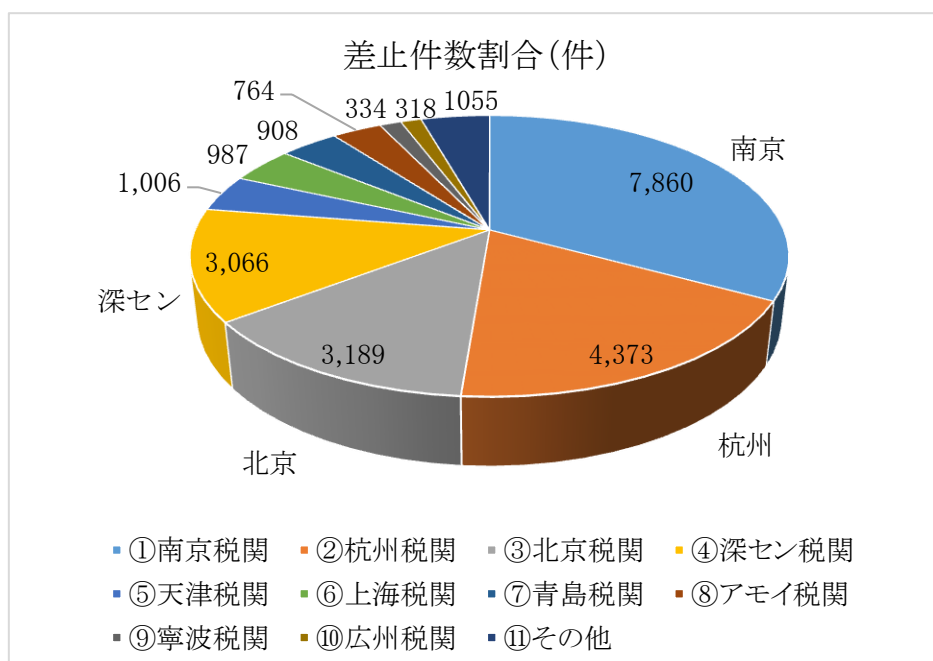


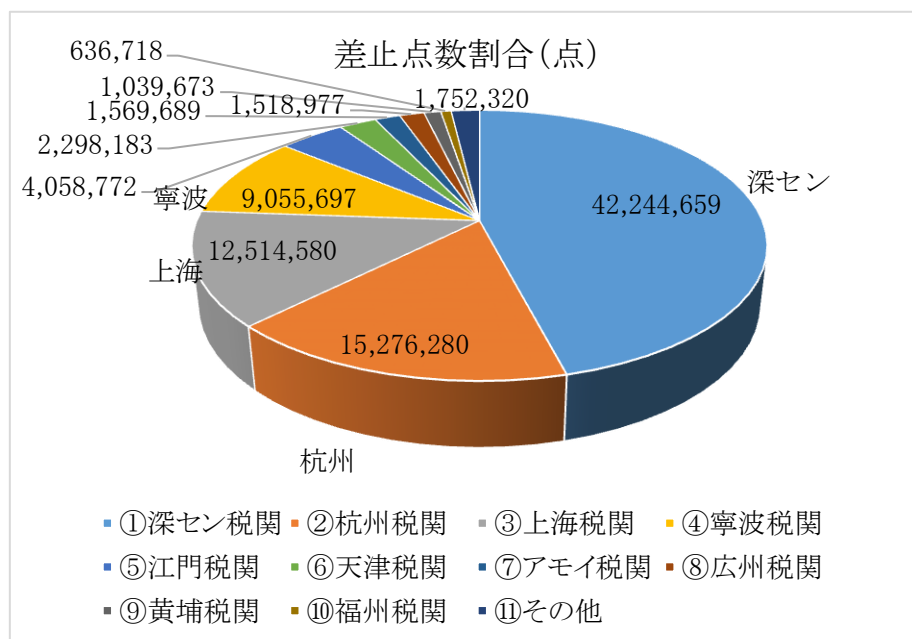
【税関分布】



(出典 : <http://www.customs.gov.cn/publish/porta10/>)

【差止件数・点数割合】





(出典：2014年／税関総署統計データ)

【運送方法別税関差止点数】

単位：点

年	運送方法						
	郵送	速達	海運	空運	陸運	鉄道	その他
2007	1,601,343	3,462,057	320,787,074	306,413	7,029,791	137,191	174,380
2008	2,735,949	1,395,178	633,748,093	432,378	6,607,723	141,728	121,888
2009	2,690,886	1,003,927	273,783,586	137,524	2,080,851	144,366	217,660
2010	1,006,033	3,393,374	126,712,852	549,058	925,443	469,371	543,438
2011	-	-	-	-	-	-	-
2012	187,255	359,265	86,398,682	323,027	3,735,685	863,078	1,250,163
2013	144,829	1,073,065	73,008,791	1,022,517	273,854	68,669	355,169
2014	123,956	358,155	88,598,125	1,625,622	1,048,180	31,391	180,119

(出典：2007年～2014年(2011年除く)／税関総署統計データ)

【差止製品一覧】

商品数量単位：点

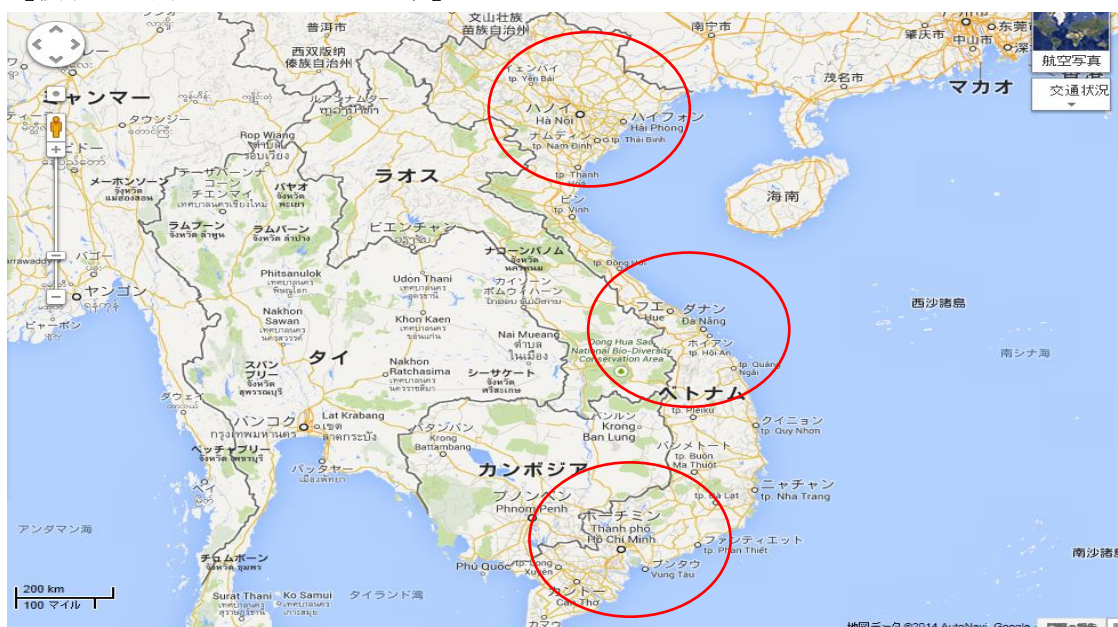
商品種別	商品数量	比率
煙草	40,493,850	44.03%
その他	22,648,898	24.63%
その他軽工業製品	10,019,557	10.89%
化粧品・ケア用品	7,632,429	8.30%
アパレル	2,939,996	3.20%
金属・機械	2,383,334	2.59%
その他電気製品	1,361,271	1.48%
靴類	1,226,648	1.33%
自動車・二輪車	636,862	0.69%
食品・飲料	485,305	0.53%
靴および皮革製品	375,282	0.41%
通信設備	371,278	0.40%
記録媒体	367,375	0.40%
薬品	307,500	0.33%
玩具・ゲーム	254,236	0.28%
帽子類	178,532	0.19%
時計	154,987	0.17%
スポーツ器具	103,752	0.11%
宝石・貴金属	21,539	0.02%
医療器械	2,917	0.00%

(出典：2014年／税関総署統計データ)

## ・ベトナムの模倣被害傾向

中国と国境を接するベトナムは、ハノイを中心とする北部、ホーチミンを中心とする南部に大きく分かれており、全土にわたり模倣品が氾濫している。中でも、DVD や CD の海賊版製品、家電製品、工業製品等の模倣品が数多くみられ、模倣品・海賊版の比率は ASEAN 諸国の中でも高い傾向にあると言われている。また、ホーチミン付近には、FTZ（フリートレードゾーン。港湾近く等の場所で税関による管理が存在しない、あるいは緩い管理しか行われていない区域であり、本来、貿易促進等を目的とするものであるが、模倣品・海賊版の流通業者に悪用されていることが多い）があり、そこも模倣品・海賊版の流通の温床となっている。

### 【模倣品が出回っている主な地域】

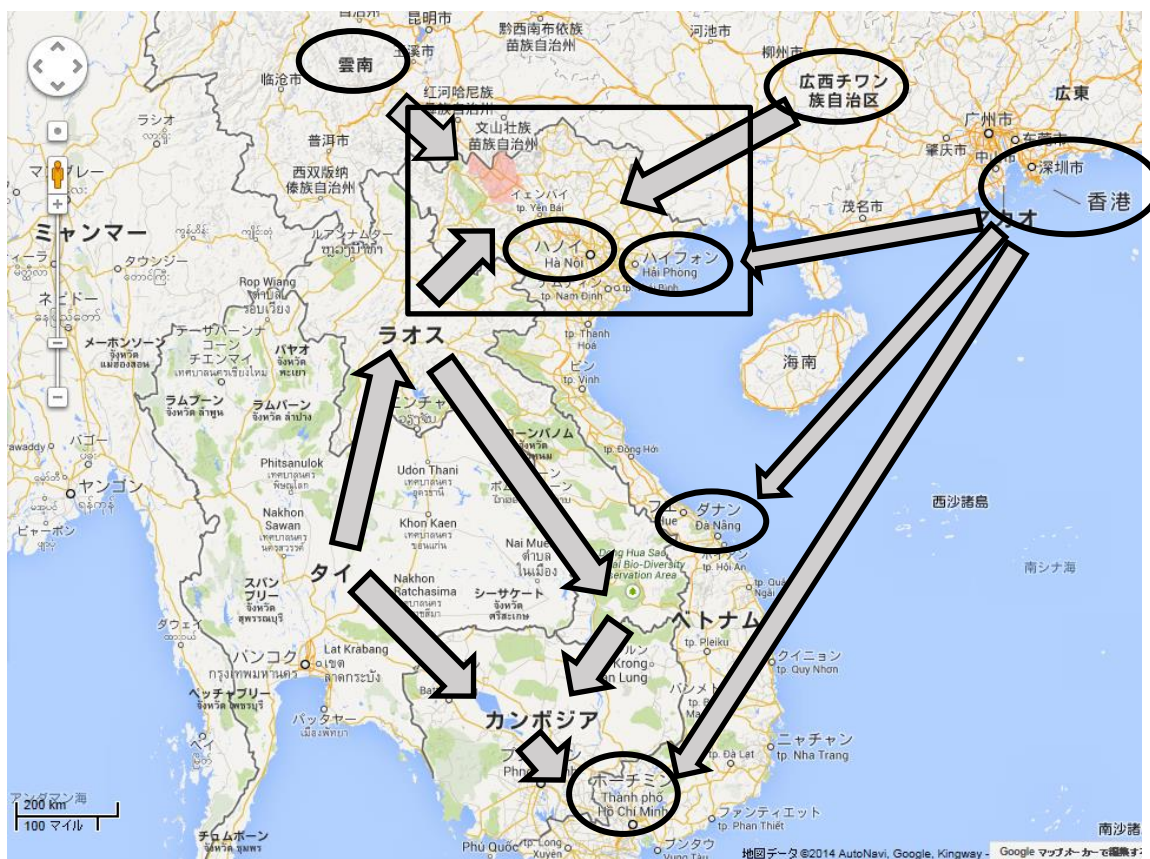


ベトナムにおける模倣品の商流について、一部の模倣品はベトナムやその周辺国で製造されていることもあるが、大半は中国から流入しているのが実情で、模倣品の種類やベトナム側の仕入業者の所在地によって、流通ルートが異なる傾向がある。

模倣品流入ルートは、後述のとおり海路、陸路、空路、第三国経由と様々なパターンがあり、陸路については、主に中国広西チワン族自治区や雲南省から流入するルートが存在しており、特に最近、中国広西チワン族自治区とベトナム間的高速道路、鉄道が発達してきており、これに伴い、流通量が増大しているとも言われている。海路については、主として、中国南部の地域、例えば、広東省、福建省等からハイフォン（ベトナム北部最大の港湾都市）、ホーチミン、ダナン（南部、中部の主要な港湾都市）へ流入するルートがある。そして、

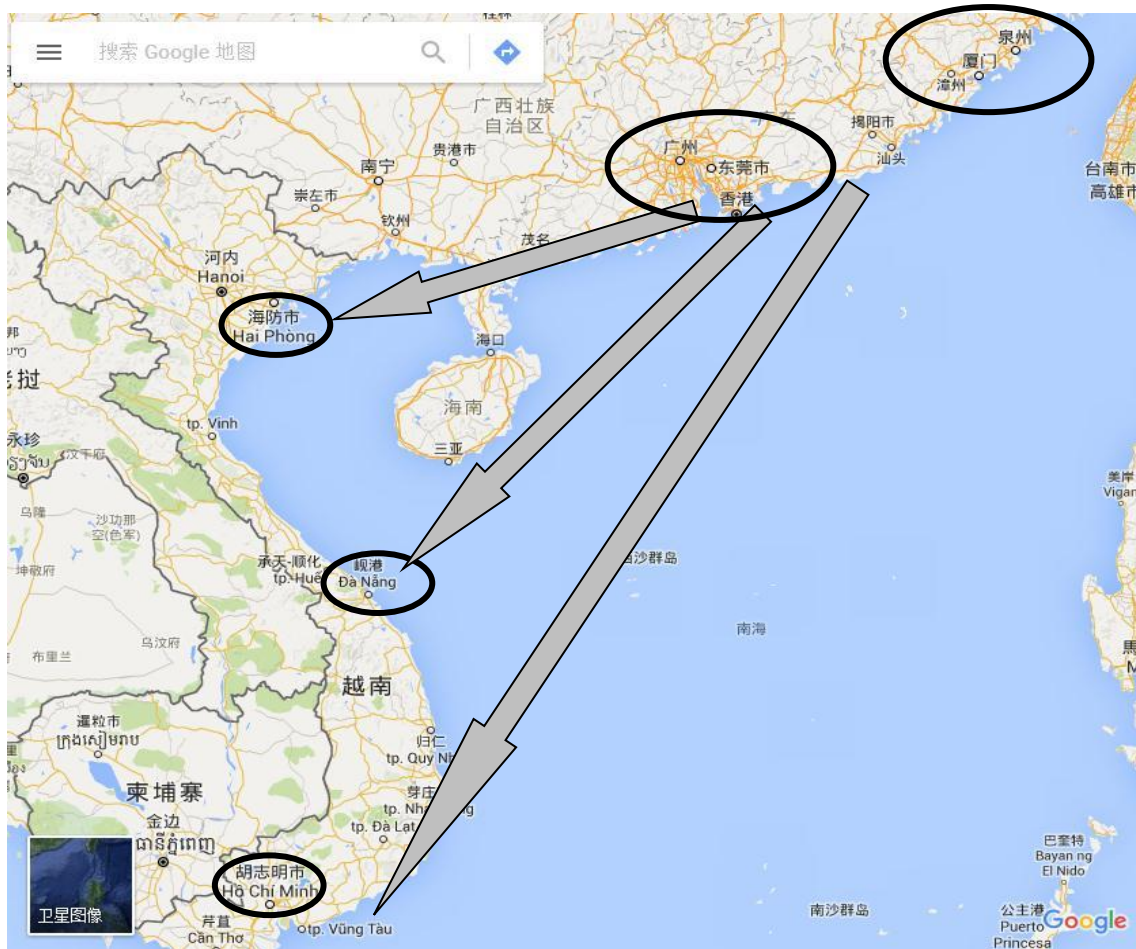
第三国を経由するルートについては、中国からタイあるいはラオス経由でベトナム北部へ流入するルート、中国からタイあるいはカンボジア経由でベトナム南部メコンデルタ周辺へ流入するルート等が確認されている。

### 【流通ルート】



### ➤ 海路

中国南部の広東省と福建省等の地域から、ベトナムのハイフォン、ホーチミン、ダナンへ流入するパターンが散見される。



## ➤ 陸路

中国西南部の広西チワン族自治区および雲南省等の地域から、ベトナムのラオカイ省ラオカイ市、ランソン省ランソン市、グアンニン省モンカイ市へ流入するパターンが散見される。



➤ 空路、第三国経由

模倣品の流通量としては少ないルートであるが、物理的に小さい製品、小ロット取引（正式な取引を行う事前のサンプル郵送なども多い。）で主に利用されるルートになっている。その他ルートと異なり、パターンや特徴等はあまりない。

空路のほかでは、第三国を経由してベトナムに流入するルートがあり、例えば、中国からタイあるいはラオスに一度製品が運ばれ、その後、ベトナム北部へ流入するパターンと、中国からタイあるいはカンボジアを経由して、ベトナム南部のメコンデルタ周辺へ流入するパターンも多く確認されている。

### 三. 中越国境都市での実態調査

#### (1) 調査実施要領

##### ・目的

前述のとおり、近年、中越間の陸路での模倣品輸送量が増大していることから、中越国境間の模倣品取引の実態を解明すべく、特に模倣品取引の際によく利用されると思われる中越国境周辺都市を中心に調査を実施することとする。この点、過去の模倣品発見事例の収集結果も踏まえて、中越国境線沿いで、特に、模倣業者が多く存在する、もしくは模倣品取引が盛んな地域を調査対象地域として選定し、その後、当該地域の主要な市場を中心に実態調査を行うものとする。

##### ・調査ステップ

#### (i) 模倣被害事例の収集

収集された事例の概要は以下のとおりである。

権利者数：3

事例数：17

業者数：17

発生場所：中国・ベトナム

通し番号	製品名	業態	所在国	地域	備考
1	スパークプラグ	製造	中国	河北省邢台市	無
2	下着	小売	ベトナム	ランソン省	市場名：Ky Lua Market
3	下着	卸売	ベトナム	ランソン省	市場名：Trung Market
4	下着	卸売	ベトナム	ランソン省	市場名：Trung Market
5	下着	小売	ベトナム	ランソン省	市場名：目抜き通り



6	下着	小売	ベトナム	ランソン省	市場名：目抜き通り
7	下着	卸・小売	ベトナム	ランソン省	中国・ベトナム間で提携している 可能性あり
8	下着	製造	中国	広東省汕頭市	中国・ベトナム間で提携している 可能性あり
9	電化製品	輸送業者	ベトナム	グアンニン省	税関差止情報
10	電化製品	輸送業者	ベトナム	ランソン省	税関差止情報
11	電化製品	輸送業者	ベトナム	ランソン省	税関差止情報
12	電化製品	小売	ベトナム	タイグエン省	税関差止情報
13	電化製品	輸送業者	ベトナム	タイグエン省	税関差止情報
14	電化製品	小売	ベトナム	ラオカイ省	税関差止情報
15	電化製品	小売	ベトナム	ラオカイ省	税関差止情報
16	電化製品	輸送業者	ベトナム	タイグエン省	税関差止情報
17	電化製品	小売	ベトナム	タイグエン省	税関差止情報

上記事例収集結果によると、模倣品が最も多く発見されている地域、即ち、模倣業者が多く存在していると思われる地域は、ベトナムのランソン省に集中していることが分かる。

【中越国境で発生した事例の分布状況】



## (ii) 調査対象地域の選定

ベトナムにおいて中国製の模倣品が氾濫している状況の把握においては、中国からベトナムへ容易に持ち込むことが可能となる国境線沿いの各国の主要な市場を中心に調査することが有益であるものと思料する。

かかる観点および上記統計によると、ベトナム側においては、ラオカイ省、ランソン省、グアンニン省が国境線沿いであり、かつ、模倣品が発見されている地域となる。このうち、最も模倣品発見事例が多い地域はランソン省であることから、第一に、ランソン省（具体的には中国に最も近いランソン市（以下「ランソン」という））、および、ランソン市と隣接する中国側の凭祥市（以降「ピンシャン」という）を調査対象地域として選定する。

第二に、模倣品発見事例数からすると、タイグエン省が二番目に多い地域となるが、同地域は中越国境から比較的離れているため、調査対象としては不向きであると考えられる。このことから、残りは、ラオカイ省、グアンニン省が調査対象地域として検討しうるが、市場が存在していて両国間の交流が密であること、貿易が盛んであること、模倣品数量が多いこと等の観点で検討した結果、ラオカイ省よりもグアンニン省の方が中越間の取引規模が大きく、かつ、経済発展度も高いと思われるため、グアンニン省（具体的には中国に最も近いモンカイ市（以下「モンカイ」という））、およびグアンニン省と隣接する中国側の東興市（以下「ドンシン」という）を調査対象地域として選定する。

上記のとおり、①ランソン、②ピンシャン、③モンカイ、④ドンシンの模倣品流通実態を解明するための調査を実施する。

## 【調査対象都市】



### (iii) 実態調査の実施

#### A. 中越国境周辺の製品販売拠点・市場に対する調査

##### ① 目的

ベトナムにおいて中国製の模倣品が数多く発見されている一方で、中国で製造された模倣品がいかなる方法、ルートによって流入しているのか、実態は明らかとなっていない。そこで、両国間で模倣品の輸出入が行われている可能性の高い日本企業の製品を数種類選定し、当該製品について、ベトナム・中国両国において展開されている模倣品ビジネスの実態を把握する。

##### ② 調査対象地域の選定

前記事例収集結果等に基づき、ベトナム・中国の国境付近に位置する下記地域を調査対象とする。

- ランソン (ベトナム)

- モンカイ（ベトナム）
- ピンシャン（中国）
- ドンシン（中国）

### ③ 調査対象ブランド製品の選定

以下のとおり、本調査委託元にて、ベトナム・中国両地で模倣被害を受けている日本企業3社の製品（各社1製品）を、公募のうえ選定した。

- 電化製品
- スパークプラグ
- 下着

### ④ 調査手法

- 上記地域において、比較的規模の大きい市場を選定
- 選定した市場の中から、特定の権利者製品を販売等している店舗を特定
- 特定した店舗のうち、模倣品と疑われる製品を販売している店舗を確認
- 模倣品と疑われる製品を販売している店舗において、展示されている製品や在庫保管場所等を目視で確認し、模倣行為の有無・状況を調査
- 調査対象ブランドおよび製品の取扱方法、製品価格、輸出入・仕入れ方法、模倣行為の有無等について、詳細なヒアリングを実施

### ⑤ 調査項目

- 模倣業者が存在する市場全体の概要（市場名称、店舗数、汚染率等）
- 各店舗・事業者情報（経営者名、連絡先、住所、業態（卸・小売・製造の別））
- 流通状況（輸出入製品、輸出入量・額、輸出先・輸入元情報、交易ルート等）
- 模倣品価格、侵害態様、取引量、上流下流情報等

## B. 中越国境周辺のその他模倣業者に対する調査

### ① 目的

上記中越国境周辺の製品販売拠点・市場に対する調査で発見した模倣業者、および、現にベトナムにおいて中国製模倣品の被害を受けている日本企業の具体的情報に基づき、

特定の業者を選定し、両国間の模倣品の輸出入が疑われる日本企業の製品について、ベトナム側で模倣品輸入・販売状況、中国側で模倣品製造・輸出状況等を把握する。

## ② 調査対象業者の選定

- 上記市場調査の過程で特定できた業者
- 日本企業から提供のあった情報に基づく業者

## ③ 調査手法

- 上記に基づき選定した業者の所在地を特定
- 特定した所在地に赴き、実地調査を実施
- 実地において、製造されている製品のブランド、侵害状況、在庫の有無等について目視で確認し、模倣行為の有無・状況を調査
- 調査対象ブランドおよび製品の取扱方法、製品価格、輸出入・仕入れ方法、模倣行為の有無等について、詳細なヒアリングを実施

## ④ 調査項目

- 事業者基本情報（経営者名、連絡先、住所）
- 事業者業態（卸・小売・製造の別）
- 製品情報（製品規格、販売価格、侵害形態、取扱量・額等）
- 流通状況（輸出入製品、輸出入量・額、輸出先・輸入元情報、取引ルート等）

## (2) 実態調査結果

中越国境調査を実施した結果、ベトナム側においては、大量の模倣品が堂々と販売されていることが確認されたが、中国側では、模倣品の大量流通や販売の実態はなく、「貿易商<sup>1)</sup>」と呼ばれる特定の業者によって、隠蔽された状態で、模倣品が密かにベトナムに向けて販売されている模様であると確認された。

両国の4つの国境都市のいずれも多数の卸売市場が確認された。模倣品の流通・販売状況に関して、ベトナムの市場には多くの模倣品が流通・販売されていたが、一方で、中国側の市場には模倣品の存在は確認されなかった。ベトナムの2都市の内、模倣品の数量が多いのはモンカイであり、ランソンの模倣品の数量は若干少ないが、汚染率も非常に高い状況であり、いずれにせよ、模倣品が非常に氾濫している状況であることが明らかであった。

これに対して、中国側の2都市、ピンシャンとドンシンでは、密かに模倣品を取扱う「貿易商」の存在が確認された。一部業者は暴力団のような反社会的集団との繋がりの可能性も疑われ、模倣品以外に密輸品も取扱う等、非常に悪質かつ危険な存在であるとの情報が多く収集された。この点、ドンシンにおける「貿易商」は集中して同じ場所に集積している状況に対して、ピンシャンの「貿易商」はそうではなく、あまり表向きには出ておらず、見つけ出すことすら困難な状況であったため、その実態は不透明のままである。

両国のそれぞれの都市に関する具体的な調査結果については以下のとおり紹介する。

---

<sup>1)</sup> 中越国境の通関に強みを持つ運送業者で、中国側に存在し、中越国境において倉庫を保有していることが多く、真正品も模倣品も取扱う貿易会社のことである。現地では「貿易商」と呼ばれている。

- ・中越国境都市の製品販売拠点・市場に対する調査

ランソン（ベトナム）

【ランソンの位置】

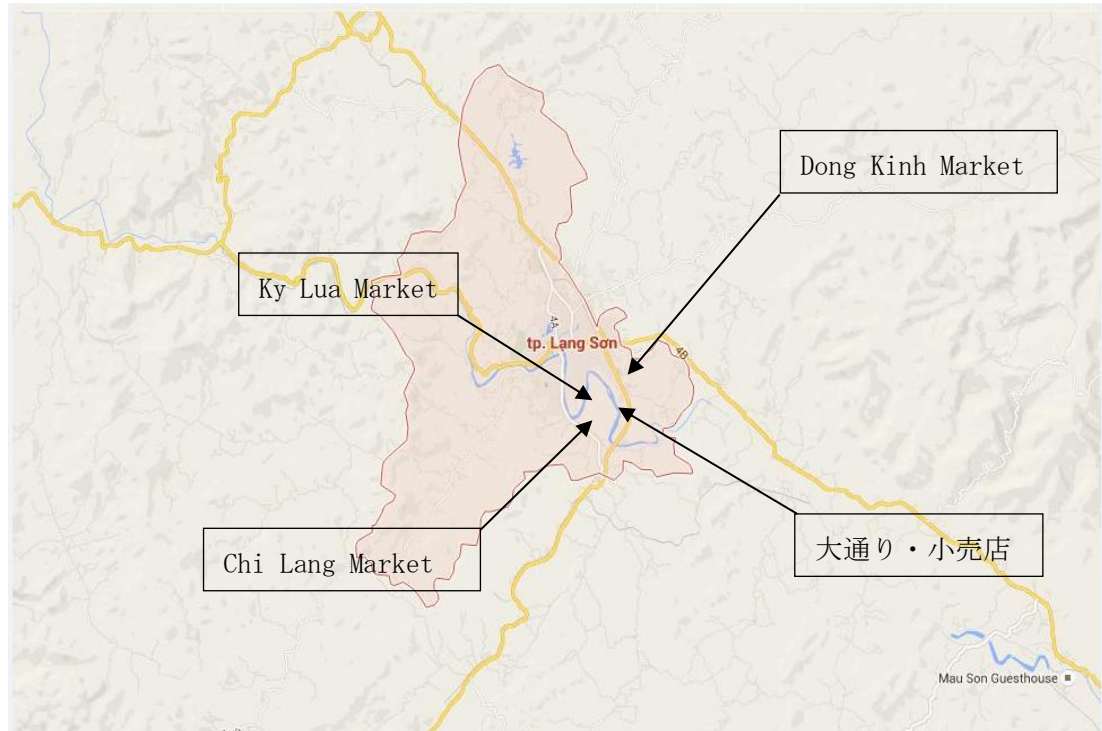


【ランソンで調査した市場】

市場名称	推定総面積 (㎡)	推定総店舗 数	対象ブラン ド販売店舗 数	対象ブランド 模倣品販売店 舗数	汚染率 <sup>2</sup> (%)
Chi Lang Market	1,000	150	1	1	100
Dong Kinh Market	10,000	950	20	20	100
Ky Lua Market	4,000	300	13	13	100
大通り・小売店	-	-	11	4	36

<sup>2</sup> 「汚染率」 = 「対象ブランド模倣品販売店舗数」 ÷ 「市場内の対象ブランド販売店舗数」





ランソンにおいては、3つの市場および1つの大通りにある約800の店舗を訪問した。このうち、調査対象ブランド製品のスパークプラグを販売している店舗を計3ヶ所、電化製品を販売している店舗を計42ヶ所特定したが、下着製品については確認されなかった。なお、調査対象製品である電化製品については類似する商標を使用した模倣品も散見された。

ランソンでは以下の特徴が確認された。

- 模倣品は全て中国から輸入されている
- 詳しい上流供給元を開示しなかった
- 汚染率はほとんど100%
- どの店舗の模倣品の展示数量も数点程度と少ない  
展示数量が少ないにも関わらず、大量の発注には即時に応じられる旨述べる業者が多い（要因としてはすぐに中国側から入手可能なため）
- 輸入の際は、バスを利用
- 市場内の各店舗は商品を相互に融通している
- いくつかの店舗は、中国から直接ではなく、ハノイから仕入れたと述べた
- 上流供給元の情報を明かさない理由として、「仮に供給元情報を開示するとお客はそこから買ってしまうことになり、自分たちのランソン市での商売を失ってしまうから」というものがあった

- 輸入の頻度は、在庫の状況を確認しながら適宜発注されている

【模倣業者の様子】







【模倣疑義品例】





・モンカイ (ベトナム)

【モンカイの位置】



【モンカイで調査した市場】

市場名称	推定総面積 (㎡)	推定総店舗 数	対象ブランド 販売店舗数	対象ブランド模 倣品販売店舗数	汚染率 (%)
Mong Cai Centre Market	20,000	900	9	9	100
Market No. 2	20,000	2,200	10	10	100
Market No. 3	2,000	450	3	3	100
Togi Market	2,000	400	16	16	100
Vinh Co Market	43,000	650	20	19	95
大通り・小売店	-	-	10	7	70



モンカイにおいては、5つの市場および1つの大通りにある約1,000の店舗を訪問。このうち、調査対象ブランド製品のスパークプラグを販売している店舗を計5ヶ所、電化製品を販売している店舗を計63ヶ所特定、下着製品については確認されなかった。電化製品についてモンカイでも類似品が多く確認された。

モンカイでは以下の特徴が確認された。

- 模倣品は全て中国から輸入されている
- 詳しい上流供給元を開示しなかった
- 汚染率はほとんど100%
- どの店舗の模倣品の展示数量も数点程度と少ない  
展示数量が少ないにも関わらず、大量の発注には即時に応じられる旨述べる業者が多い（要因としてはすぐに中国側から入手可能なため）
- 輸入の際はバス、船、小型車等を利用
- 市場内の各店舗は商品を相互に融通している
- 展示・販売していた業者は全て中国から手荷物としてハンドキャリーで輸入
- 多数のベトナム人は、ベトナム・中国間の国境を自由に往来できる許可証を取得している
- 非常に多くの人間が毎日国境を往来しているため、持ち込んでいる商品はあまり検査されない

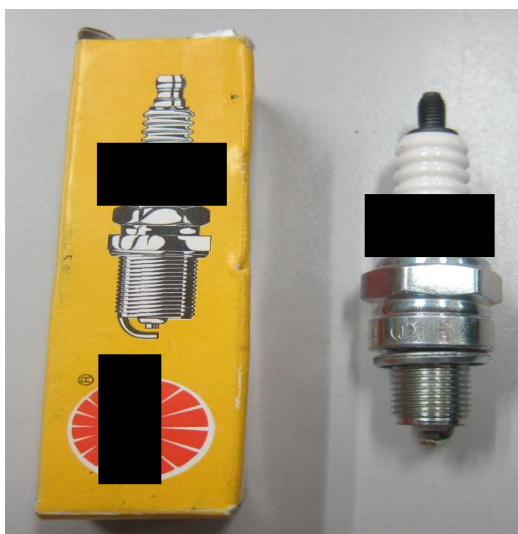
【模倣業者の様子】







【模倣疑義品例】



・ベトナム側国境都市における模倣品流通実態の総括

発見された模倣疑義品の鑑定基準は、価格・外観・自認の3つの観点から実施。  
ベトナムにおいては以下の特徴が確認された。

(i) スパークプラグ

都市	価格	外観	自認	調査員による一次真贋判定
ランソン市	型番に応じて 30,000～ 75,000VND(日本円 約180円～450円) 程度、純正品と同じ価格帯	<p>模倣品的な特徴は見られない</p> 	真正品であると主張	真正品

<p>モンカイ市</p>	<p>型番に応じて 3,200～12,000VND (日本円約20円～70円)程度、純正品より低い価格帯</p>	<p>見た目が粗悪、中国製</p> 	<p>真正品ではないことを暗に是認</p>	<p>模倣品</p>
--------------	--	--	-----------------------	------------

(ii) 電化製品

都市	価格	外観	自認	調査員による 一次真贋判定
ランソン市・ モンカイ市 (共通)	純正品より低 い価格帯(下記 価格表参照)	<p>パッケージ、取扱説明書、品質保証書がない製品が多い</p>    	真正品ではないことを暗に 是認	模倣品

【価格表】

製品名	価格帯 (VND)	日本円換算 (円)
Battery AA	22,000~25,000	132~150
Battery AAA	22,000~25,000	132~150
圧力調理器	320,000~700,000	1,920~4,200

炊飯器	150,000～1,200,000	900～7,200
電磁調理器	300,000～600,000	1,800～3,600
湯沸かし器	70,000～320,000	420～1,920
ハロゲン調理器	550,000～1,200,000	3,300～7,200
ヘアドライヤー	200,000～600,000	1,200～3,600
噴霧送風機	190,000～220,000	1,140～1,320

ピンシャン（中国）

【ピンシャンの位置】



【ピンシャンで調査した市場】

市場名称	推定総面積 (㎡)	推定総店舗 数	対象ブラン ド販売店舗 数	対象ブランド 模倣品販売店 舗数	汚染率 (%)
康超中越边境商贸城	10,000	200	-	-	-
浦寨边境街	3,000	300	-	-	-
广东商贸城	25,000	600	-	-	-
弄怀商贸小区	30,000	400	-	-	-
粤海商业街	3,000	100	-	-	-

金禾国际商贸城	-	-	-	-	-
中国边贸第一城	-	-	-	-	-



ピンシャンにおいては、7つの市場にある約1,500の店舗を訪問したが、調査対象ブランド製品を展示・販売している店舗は発見されず、ベトナムにおける市場調査結果と対照的である。

ピンシャンでは以下の特徴が確認された。

- 市場の種類は、玉器・木製工芸品・ベトナム食品・服飾製品・電気製品・オートバイ部品等（特に模倣品が流通する可能性の高い服飾製品、電気製品、オートバイ部品の市場で販売されている製品の多くは、中国ブランドの製品、および、ベトナムブランドの製品であり、本件調査対象ブランド製品はなく、また、日本ブランドと思われる製品も確認されていない）
- 調査対象ブランド製品を販売している店舗は発見しなかった
- 一般の個人消費者は少なく、ベトナム側の専門バイヤーが多い印象
- 国境付近都市における店舗は、通常、常連客とのみ取引を行い、かかる常連客を通じて新規クライアントを獲得する
- 中国内部に散見される市場の雰囲気と異なり、面積や店舗数が多いものの、繁盛している様子は見て取れない
- 模倣品について市場内の販売業者やベトナムバイヤーにヒアリングしても、よく事情

を知らない様子

- 多くの市場販売業者（店舗経営者）によれば、4～5 軒程度の「常連客」がいれば、年間販売額が数百万元に達するため、営業日は不定期

### 【調査した市場の様子】













・ドンシン（中国）

【ドンシンの位置】



【ドンシンで調査した市場】

市場名称	推定総面積 (㎡)	推定総店舗 数	対象ブラン ド販売店舗 数	対象ブランド 模倣品販売店 舗数	汚染率 (%)
东盟批发商场	400	30	-	-	-
三缘国际批发市场	500	35	-	-	-
国门国际批发市场	5,000	500	-	-	-
鑫城中越友谊批发商场	500	30	-	-	-
万众国际批发市场	5,000	800	-	-	-
东兴口岸旁边一街	500	30	-	-	-
东兴国贸市场	5,000	300	-	-	-



ドンシンにおいては、7つの市場にある約1,700の店舗を訪問したが、調査対象ブランド製品を展示・販売している店舗は発見されておらず、ベトナムにおける市場調査結果と対照的である。

ドンシンでは以下の特徴が確認された。

- 市場の種類は、アクセサリ・ベトナム食品・数珠・食品・農産物・服飾製品等（特に模倣品が流通する可能性の高い服飾製品、電気製品、オートバイ部品の市場で販売されている製品の多くは、中国ブランドの製品、および、ベトナムブランドの製品であり、本件調査対象ブランド製品はなく、また、日本ブランドと思われる製品も確認されていない）
- 対象ブランド製品を販売している店舗は発見しなかった
- 国境付近ということもあり、多くのベトナム人の存在が確認できた
- 電気製品や自動車部品を販売する業者はベトナムのモンカイに転居した
- 市場の様子はピンシャンとは若干異なり、中国国内の一般的な市場と似ており、常時開店している店舗が多い
- 人の往来もピンシャンより多く、活発に取引が行われている
- 模倣品について市場内の販売業者やベトナムバイヤーにヒアリングした結果、模倣品は「貿易商」が取扱っていると述べる者もいた

【調査した市場の様子】















## ・中国側国境都市における模倣品流通実態の総括

中国において模倣品の販売実態は確認されなかった。また、調査対象ブランド製品についても、目視および店舗経営者等へのヒアリングによって確認を行ったものの、模倣品らしき製品の流通は確認されなかった。但し、ドンシンにおける調査の過程で、市場周辺の中国人、ベトナム人に模倣品の事情について話を聞いたところ、模倣品は「貿易商」によって販売されているとの情報に接した。

## ・中越国境都市におけるその他業者への調査

中国側においては2都市合計14ヶ所の市場に赴き、多数の販売店を調査してみたが、調査対象ブランド製品の販売行為は確認されておらず、そのため、中国側における調査の範囲を広げ、更なる情報収集にあたった。

### (i) 事前の調査

ピンシャン、ドンシンの両市の市民、市場周辺の各種運送業者（以降、「中越国境専門運搬業者」という）、中国当局に対して模倣品に関するヒアリングを実施した。その結果、ピンシャンにおいては依然として模倣品情報が少なかったが、ドンシンにおいて、模倣品販売は市場内ではなく、「貿易商」によって行われている可能性があるとの情報を取得した。

### ➤ ピンシャン

#### <市場を訪れるベトナム人に対するヒアリング結果>

- ・ 模倣品はベトナムの市場で簡単に購入できる
- ・ 中国側の模倣品事情はあまり知らない
- ・ 中国からベトナムに渡るときはバスを利用する

#### <中越国境専門運搬業者に対するヒアリング結果>

- ・ 市場内の販売業者に頼まれて製品を運搬
- ・ 運搬量が少ない場合はベトナム人運送業者（人力）が良く利用される
- ・ 運搬量が多い場合は中国人運送業者（トラック）が良く利用される
- ・ 「辺民証」（※）さえ有していれば、検査されることはほぼない
- ・ トラックの場合は税関を通る必要がある

・模倣品に関する情報は持っていない

※「辺民証」とは、中越国境周辺に居住している人たちが、両国間を自由に行き交うことが可能となる許可証であり、中越各々の政府が各々の辺境民に対して発行する。同許可証を有していれば、国境を渡ることが可能で、正式名称は「中越辺境地区出入境通行証」である。「辺民証」を取得できる住民の条件は、各当局によって細かく設定されているが、主として、中越国境都市に定住していること、数年以上同地域で就職していること等が必要となる模様である。

【辺民証（中国）】



## ▶ ドンシン

### <市場を訪れるベトナム人に対するヒアリング結果>

- ・模倣品はベトナムの市場で簡単に購入できる
- ・上流は中国であることは有名である
- ・徒歩で行き来している
- ・ドンシンからモンカイまでの距離は1~2キロ程度

### <中越国境専門運搬業者に対するヒアリング結果>

- ・市場内の販売業者や「貿易商」に頼まれて製品を運搬
- ・運搬量が少ない場合はベトナム人運送業者（人力）が良く利用される
- ・運搬量が多い場合はベトナム人運送業者（船）が良く利用される
- ・運搬量が多く、ベトナム国境都市のみならず、その他地域に運搬する場合、中国人運送業者（トラック）がよく利用される
- ・人力と船の場合、「辺民証」を有していれば、検査されることはほぼない
- ・トラックの場合は税関を通る必要がある
- ・運搬物の中に模倣品があるか否かは知らない
- ・「貿易商」が密輸品や模倣品を取扱っているのは有名である
- ・「貿易商」は暴力団との関わりも有している
- ・「貿易商」の一番大きい収入源はタバコ、酒等である

### <ドンシン TSB<sup>3</sup>に対するヒアリング結果>

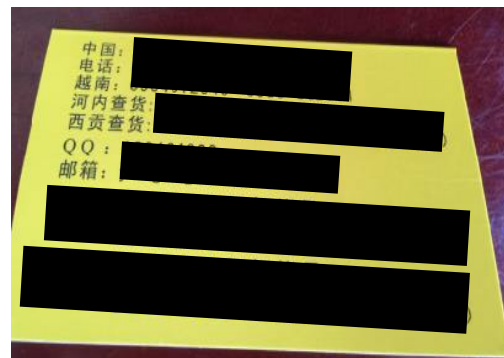
- ・市場に模倣品は多く流通しておらず、主に「貿易商」が裏で行っている
- ・「貿易商」は暴力団との関わりを有している
- ・同地では模倣品よりも密輸品が問題となっている
- ・「貿易商」は倉庫のみ有している業態のため、ドアを閉められたら、強制力を有さない行政機関による摘発は非常に困難である
- ・同地での模倣品摘発は主に公安が実施する
- ・過去に「貿易商」の摘発を試みた調査会社の職員が報復にあったとの噂もある

---

<sup>3</sup> TSB（質量技術監督局）は、模倣品等を取り締まる行政機関である。今般 TSB の協力の下、摘発を行った際に、併せて情報収集を行った。なお、AIC（工商行政管理局）や公安局へのヒアリングも試みたが、実現には至らなかった。

【中越国境専門運搬業者の様子】

(广西××国際貨運公司／ドンシン北仑大道)





(××物流／ドンシン北仑大道)



(ベトナム人運搬業者／ドンシン东兴国贸市场の周辺)





## (ii) 「貿易商」への調査

上記ドンシンにおける追加調査の過程で、特定の「貿易商」(東興××貿易有限公司)に関する情報を得たため、同貿易商に対する詳細調査を実施したところ、「貿易商」は一般的に店舗を有していないことが分かった。すなわち、製品を展示しての商売を行っておらず、倉庫としての役割(常に一定程度の製品在庫のみを当該倉庫に保管し、注文に応じて、製品を出荷する業態。)を担っていることが判明した。また、貿易商の多くは同じエリアに隣接して所在しているとの特徴が確認された。具体的な情報については以下のとおり。

### ➤ 「東興××貿易有限公司」に対するヒアリング結果

#### (倉庫職員に対するヒアリング結果)

- ・ 中国内で流通する各種製品を取扱っている
- ・ ドンシンにおいて倉庫とオフィスを構えている
- ・ 現場での売買は行っていない
- ・ 取引したい場合は、業務担当に連絡してほしい
- ・ 倉庫は業務担当からの指示を受けて、製品を顧客に向けて発送する
- ・ その際、数量に応じて、運搬業者を使い分けている
- ・ 出荷量が少なく、目的地が近い場合は、費用の掛からないベトナム人運送業者を利用
- ・ 出荷量が多い、若しくは目的地が遠い場合は、中国人運送業者を利用する。なぜなら、ベトナム人運送業者は主にハンドキャリーで製品を運んでおり、かつ、トラック等の運送車両を有していないからである
- ・ 調査対象ブランド製品は取扱っていない
- ・ 日本ブランドの製品の取扱状況は把握していない
- ・ 模倣品は知らない
- ・ 倉庫を見せることはできない

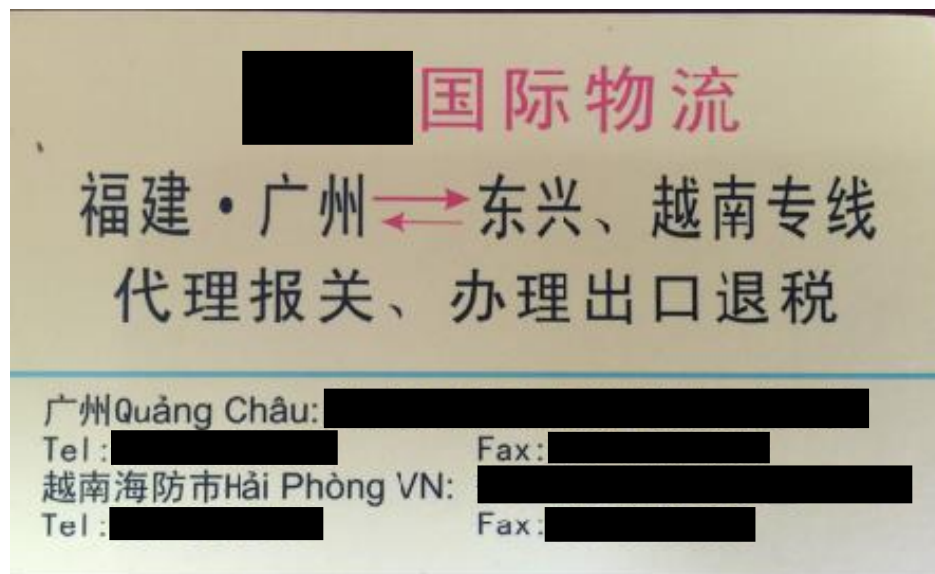
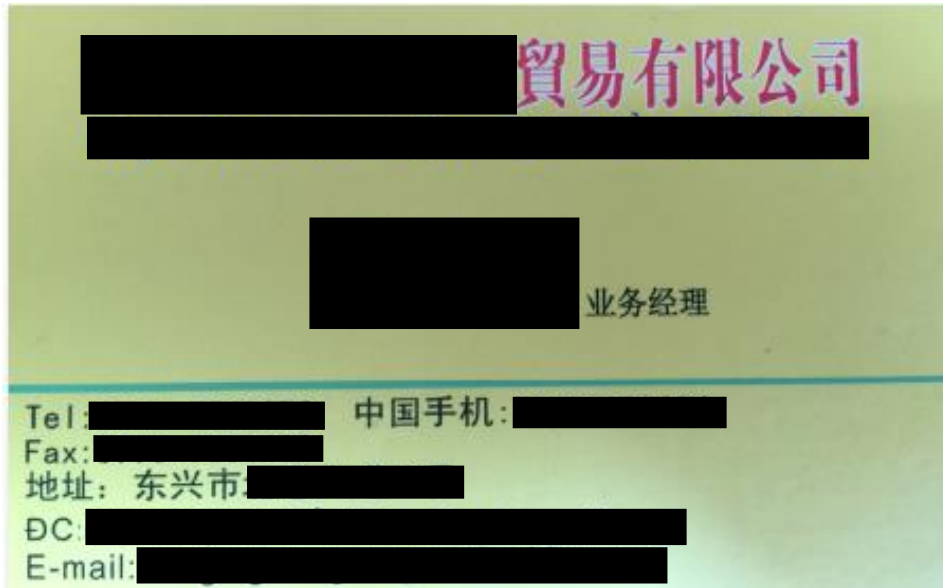
#### (業務担当に対するヒアリング結果)

- ・ ベトナムの業者としか取引を行わない
- ・ 取引を希望する場合、具体的な出荷先、業者名称等の情報がある
- ・ 調査対象ブランド製品を取扱っていない
- ・ 必要であれば中国内陸部の提携先に問合せは可能
- ・ 模倣品は知らない、取扱っていない
- ・ 訪問商談は受付けない

「東興××貿易有限公司」の外観



同社の名刺



同社のホームページの一例

## 东兴 [redacted] 贸易有限公司 [修改 / 删除信息](#) [收藏](#)

**域名交易, 域名抢注-橙米**  
美橙互联旗下专业域名交易, 抢注平台! 抢注成功率超过90%, 域名淘金, [redacted]

**紫砂壶, 哪家强? 顾正权**  
顾正权紫砂壶纯手工精制而成, 原矿紫泥; 纯宜兴本地紫砂泥矿, 纯手工精制 [redacted]

**正品紫砂壶, 顾正权原矿紫**  
顾正权紫砂壶, 纯手工紫砂壶, 拒绝化工壶; 宜兴紫砂壶用纯正的原矿紫砂泥 [redacted]

**宜兴紫砂** [redacted] m

通讯录

联系人: [redacted]  
职位: [redacted]  
传真: [redacted]  
座机: [redacted]  
手机: [redacted]  
QQ: [redacted]  
旺旺: [redacted]  
邮箱: [redacted]

公司信息

公司名称:	东兴 [redacted] 贸易有限公司
公司类型:	中外合作经营企业
经营模式:	暂无数据
主营产品:	暂无数据
经营地址:	东兴市北 [redacted] <a href="#">查看地图</a>
邮编:	538100

产品服务: 鞋帽(含原材料)、工艺品、机械设备、五金交电、建筑材料、办公设备及配件、化工产品(除化学危险品)、化妆品、纺织品、农副土产品、橡胶及其制品、家具、皮革、塑料及制品、日用百货、预包装食品的批发、零售, 信息咨询服务(除中介服务), 货物代办。

企业介绍: [redacted]

好搜推

※サイト内容に鑑みれば、各種製品（靴、工芸品、機械設備、建築材料、事務消耗用品、化粧品、日用品等）を取扱っていることが分かる。

上記「東興××貿易有限公司」に対する調査はヒアリングに留まり、それ以上の情報収集が困難であった。その周辺に点在する複数の貿易商に対しても、同様なヒアリング調査を実施したものの、どの業者からもほぼ同じ回答が返ってきており、「ドンシンにあるのは倉庫であり、市場での売買は行っていない」、「発注に応じて商品をベトナム側に発送している」、「業務や製品等に関する具体的なことは話せない」等であった。

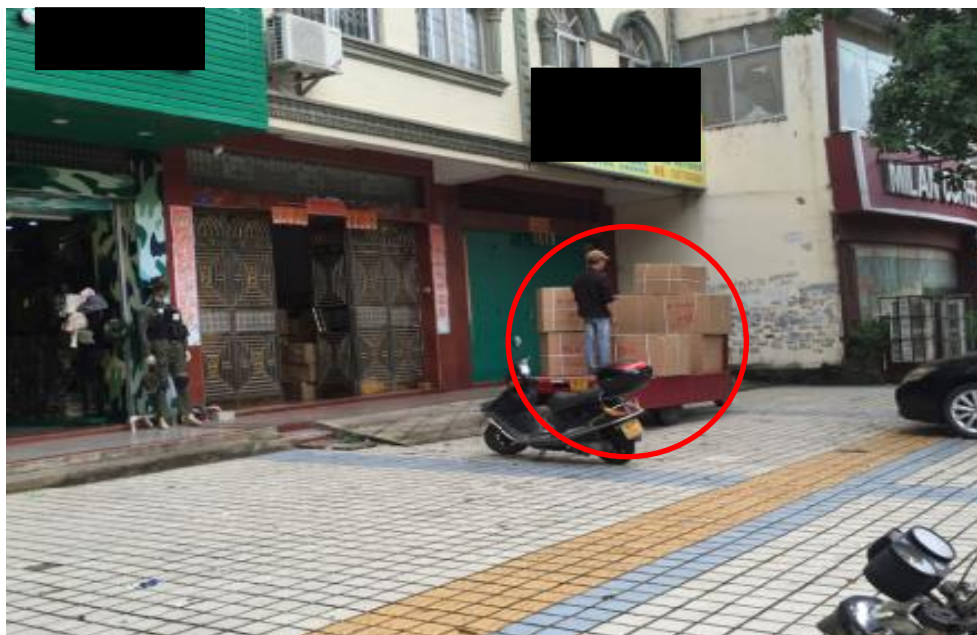
複数の貿易商に対してヒアリングを実施してみたが、いずれも製品売買は行っておらず、あくまでも製品の出荷のみを担当しているといった回答を得たのみで、現状、これ以上の調査は困難と判断されたため、これら貿易商に対する監視を行い、情報収集にあたった。監視調査の結果、「東興××貿易有限公司」については情報が得られなかったが、その他貿易商が、複数回、何らかの製品（外観からは何の製品であったかは不明である。）を、中越国境専門運搬業者を用いて、ベトナムに向けて出荷していることが明らかになった。

#### 【貿易商の出荷の様子】





【貿易商の出荷の様子】



【ドンシンからの輸出経路の一例】



**【中越国境専門運搬業者が越境する様子】**

ベトナム人運送業者がハンドキャリー（人力）で越境する様子。

（左側が中国で右側がベトナム）



ベトナム人運送業者が船を用いて越境する様子。  
(左側がベトナムで右側が中国)



(手前が中国で奥がベトナム)



・中国側製造業者への調査

- 日本企業から寄せられた事前情報

調査対象の日本企業から寄せられた事例のうち的一件においては、2013年6月にベトナムにおいて市場調査を実施したところ、ベトナム所在の販売店舗が、中国に製造工場「汕頭市××有限公司」を保有していることが判明していた。当時の調査資料に基づき、改めて製造工場に簡易なヒアリング調査を実施した結果、現在も調査対象製品を取扱っていることが確認されたため、実地調査を実施した。

- 前記事情を踏まえ対象業者に対する実地調査の実施

対象業者名称	汕頭市××有限公司（以下、「対象業者」という）	
調査対象製品	下着	
調査類型	<input type="checkbox"/> 特定模倣業者調査 <input type="checkbox"/> 模倣品被害実態調査 <input checked="" type="checkbox"/> 上流調査 <input type="checkbox"/> 冒認出願調査 <input type="checkbox"/> その他	
対象地	広東	<input type="checkbox"/> 直轄市 <input checked="" type="checkbox"/> 省 <input type="checkbox"/> 自治区
	汕頭	<input type="checkbox"/> 区 <input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 県
	潮陽区谷饶鎮××	
地図		

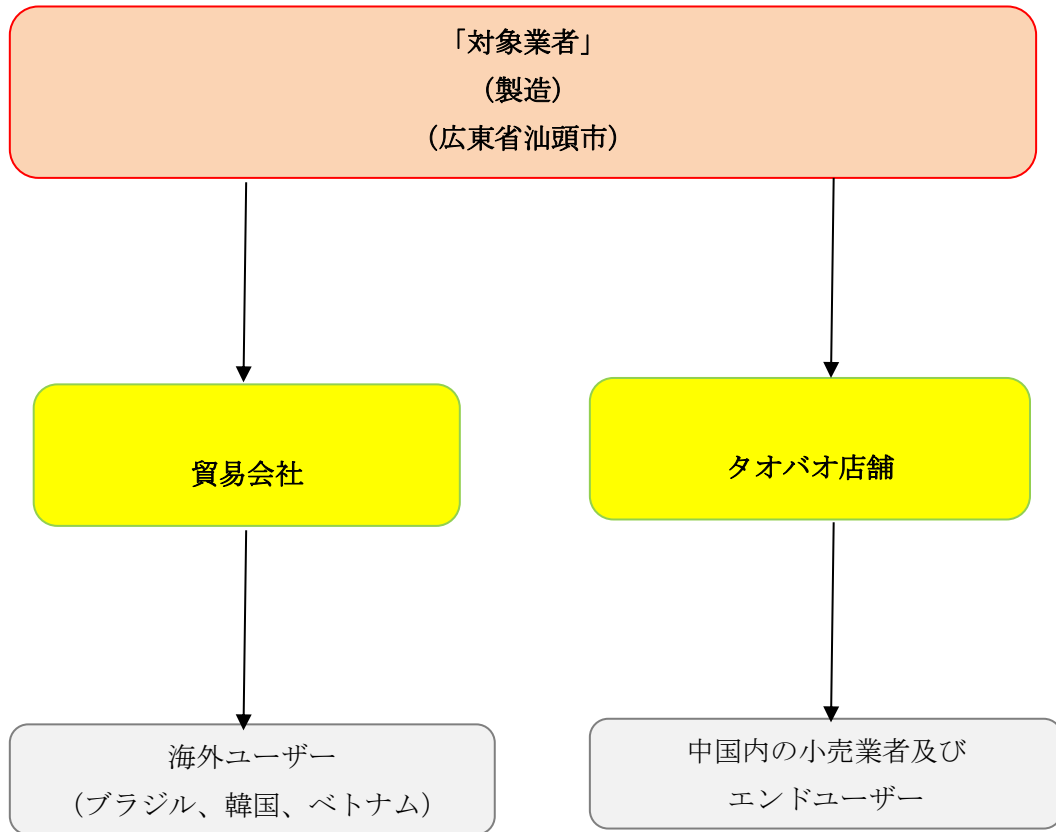
業態	<input type="checkbox"/> 小売 <input type="checkbox"/> 卸売 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
経営者	氏名	×××
	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	出身地	不明
	推定年齢	<input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代以上 <input checked="" type="checkbox"/> 不明
URL	××	
面積 (㎡)	10,000 ㎡	
従業員数 (人)	150 程度	
倉庫	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
	所在	<input checked="" type="checkbox"/> 業者所在地内 <input type="checkbox"/> 業者所在地外 <input type="checkbox"/> 不明
	面積 (㎡)	500
年間売上高(元)	不明	
主要仕入先	無 (自社製造)	
主要出荷先	中国内	タオバオ店舗
	中国外	ブラジル、韓国、ベトナム
輸出入資格	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
工商登録情報	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
商標登録の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
不正宣伝	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	

特記事項	聞取対象	氏名	×××
		役職	販売担当
		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
		出身地	広東省
		推定年齢	<input type="checkbox"/> 20代 <input checked="" type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代以上
	聞取内容	<p>&lt;対象業者について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 下着の製造メーカー</li> <li>➤ 自社ブランドは「××」</li> <li>➤ ブラジルの有名ブランド「××」の下着、パンツを毎年製造し、同ブランド製品の発注者は対象業者の常連客であり、注文量が多い</li> <li>➤ OEM生産の量も多い</li> <li>➤ オーダーメイドで製造を行い、在庫は残さない</li> <li>➤ 製品は主に貿易会社を経由してブラジル、韓国、ベトナムに輸出</li> <li>➤ 海外に輸出する場合、多くは海運を用いる</li> <li>➤ 中国国内ではタオバオ店舗等でも販売</li> </ul> <p>&lt;対象製品について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 対象製品を製造できるが、模倣品であるため、常連客としか取引しない</li> <li>➤ 見知らぬ顧客の注文（模倣品に関する注文）は受けないことにしている</li> <li>➤ 対象製品は在庫を有していない</li> <li>➤ 模倣品の生産はオーダーメイドで製造し、在庫を残さないようにしている</li> <li>➤ 模倣品のタグは専門的なタグ業者に依頼し、生産してもらい、タグの在庫も自社工場に残さないようにしている</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 調査時、対象業者は下着を製造していたが、模倣品ではなかった</li> </ul>	

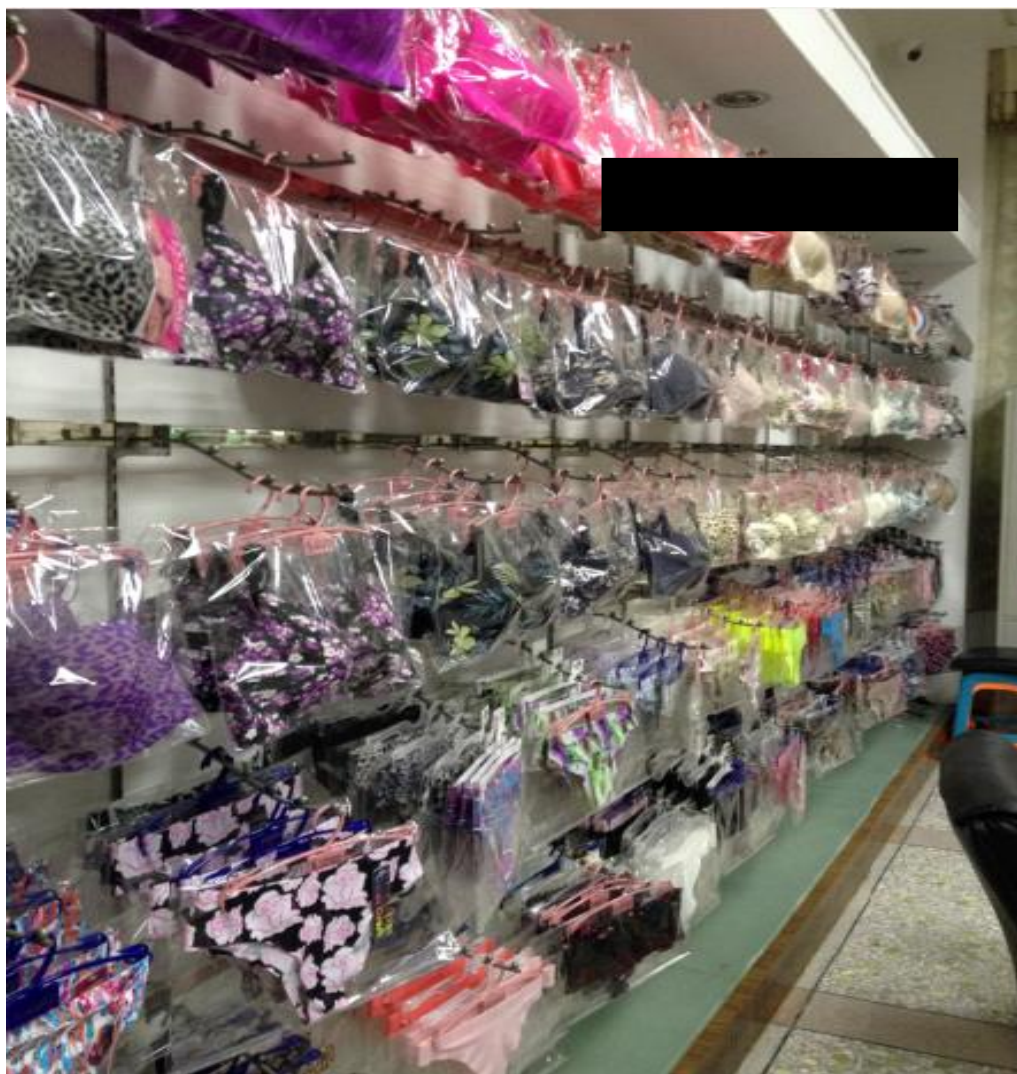


	視認内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 敷地面積は 10,000 m<sup>2</sup>程度</li> <li>➤ 入口の右手の壁に、会社名称が掲示されていた</li> <li>➤ 正門に入ったら、左手は 5 階建ての作業ビル 1 棟と 1 階建てのパンツの縫合作業場 1 棟であり、右手は 1 階建ての材料倉庫 1 棟と 5 階建ての事務ビル 1 棟 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンツの縫合作業場にて、生産ライン 10 本あり</li> <li>・調査時、「××」標識が付されるパンツを製造中</li> </ul> </li> <li>➤ 5 階建ての作業ビルの構成は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 階：材料倉庫</li> <li>・2 階：下着のパッキング作業場、完成品倉庫</li> <li>・3 階：一面の成型女性下着の作業場</li> <li>・4 階：シームレス編下着の作業場</li> <li>・5 階：パンツロゴを縫製する作業場</li> </ul> </li> <li>➤ 事務ビルの 3 階はサンプルの展示室であり、展示室に各種の下着、パンツ製品が展示されていた <ul style="list-style-type: none"> <li>・展示されていた下着は大半が「××」標識が付されていた</li> </ul> </li> <li>➤ 入口の奥には、8 階建ての建築物 2 棟を建築中</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 対象業者を見学したところ、対象製品の展示や在庫等を発見しなかった</li> <li>➤ 対象業者の名刺 1 枚、パンフレット 1 部を入手</li> </ul>

【製造業者の関係図】

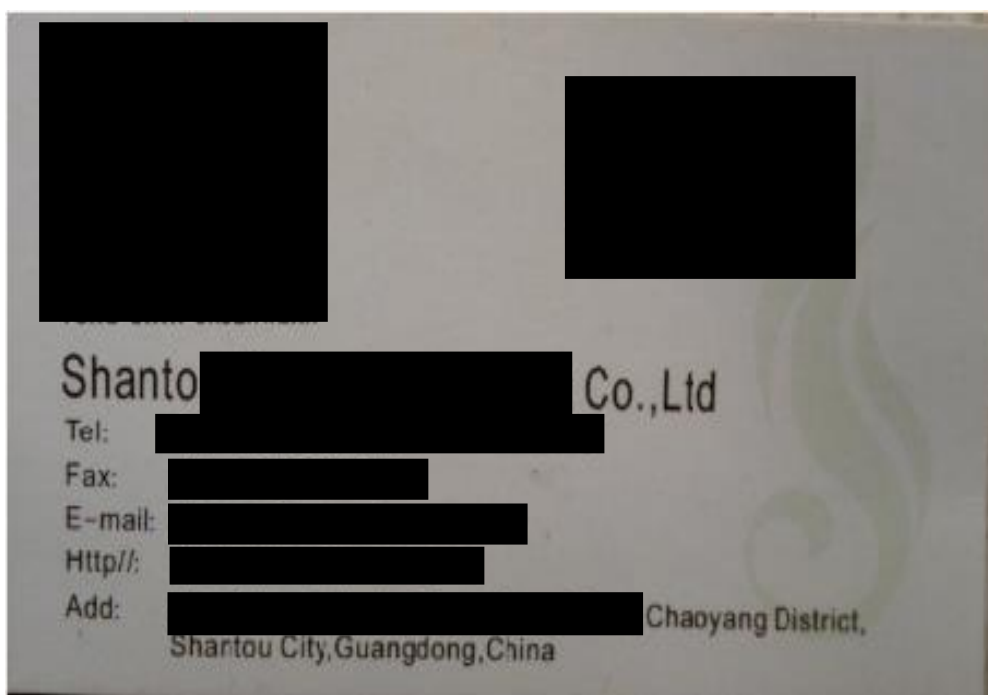
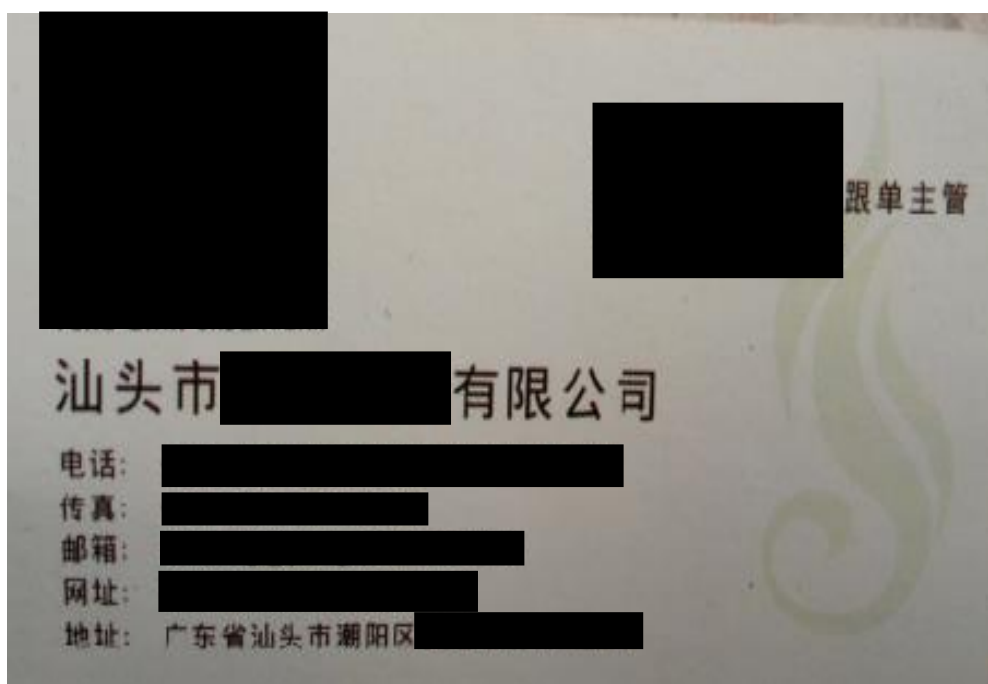


【展示室の様子】





【名刺】



### (3) 調査結果総括

中越両国境都市の調査の結果、全体的に、国境地帯での模倣品の取引が盛んであることが判明したが、ベトナム、中国ではそれぞれ違った状況があることが判明した。

具体的な形態として、ベトナム側は、市場での模倣品取引が多く、ベトナム国内への模倣品拡散に関して重要な機能を有していることが分かった。一方で、中国側においては、国境都市の市場では模倣品取引は特段確認されなかったが、模倣品の越境に際して、重要な機能を有する、貿易商、中越国境専門運搬業者の存在、活動状況が判明した。

国境都市での所在の有無に拘らず、ベトナム側、中国側それぞれにおいて、模倣品取引に関わる事業者をまとめると、以下のとおりとなる。

#### ➤ ベトナム側事業者

##### 【輸入業者】

- ・ 模倣品を大量に取り扱い、ベトナム側での模倣品流通の「元締め」的な機能を果たす業者
- ・ 規模が大きい輸入業者は、中国側模倣業者をインターネットサイト、展示会経由で、積極的に探索
- ・ ベトナムのどの場所にも存在しうる
- ・ モンカイ、ランソン所在の場合、同市場での模倣品流通について中心的機能を果たしている可能性が高い
- ・ ハノイ、ホーチミン等に所在している場合、海路経由での模倣品輸入も想定されるが、これらの都市の主要な模倣品卸売業者に販売し、模倣品の供給ルートの起点となっている

##### 【卸売業者】

- ・ 模倣品を輸入業者から仕入れて、小売り業者に供給する業者
- ・ モンカイ、ランソン等の国境都市や、模倣品ニーズが高いハノイ、ホーチミン付近に所在することが多い
- ・ モンカイ、ランソン等の国境都市に所在している業者は、卸売・小売の双方に従事していることも多い
- ・ ハノイ、ホーチミン等に所在している場合、これら地域所在の輸入業者、もしくは、ベトナム国境都市所在の模倣品業者から仕入れていることが多い

### 【小売業者】

- ・ 卸売業者から模倣品を仕入れてエンドユーザーに販売
  - ・ 模倣品ニーズが高いハノイ、ホーチミン付近に所在することが多い
- 中国側事業者

### 【模倣品オーガナイザー】

- ・ インターネット、展示会、実店舗等を経由して、ベトナム業者から模倣品の製造、輸出を受任する業者
- ・ 中国全土に存在しうる
- ・ 自らが工場として製造能力を有する場合と、受任を受けてから他の工場に製造を委託する2パターンが存在
- ・ 言語面等高いコミュニケーション能力を有し、海外への模倣品輸出にとって重要な機能を果たす

### 【貿易商】

- ・ 中越国境の通関に強みを持つ運送業者
- ・ 中国側に存在し、中越国境に倉庫を保有していることが多く、一定分量の製品を保管した後、ベトナム側へ輸送
- ・ オフィスは、広東省、広西省等の大都市に所在することも少なくない
- ・ 真正品も模倣品も運搬するが、得意とする製品分野があることが多い
- ・ 中越国境を通過する場合、中越国境専門運搬業者に委託することも多い
- ・ 模倣品オーガナイザーは、ベトナム業者に模倣品を輸出する場合、インターネット経由等で、貿易商を見つけて依頼することが多い
- ・ 模倣品オーガナイザーとして、ベトナム業者から、模倣品の製造・輸出を受ける貿易商もいる
- ・ 酒、たばこ等、密輸したら利益率が高い製品の通関を中心的に取り扱う貿易商は、悪性、隠蔽性が高いことが多く、同時に模倣品オーガナイザーであることも多い
- ・ 越境後は、モンカイ、ランソン等所在の運送業者経由で、ベトナム業者へ輸送

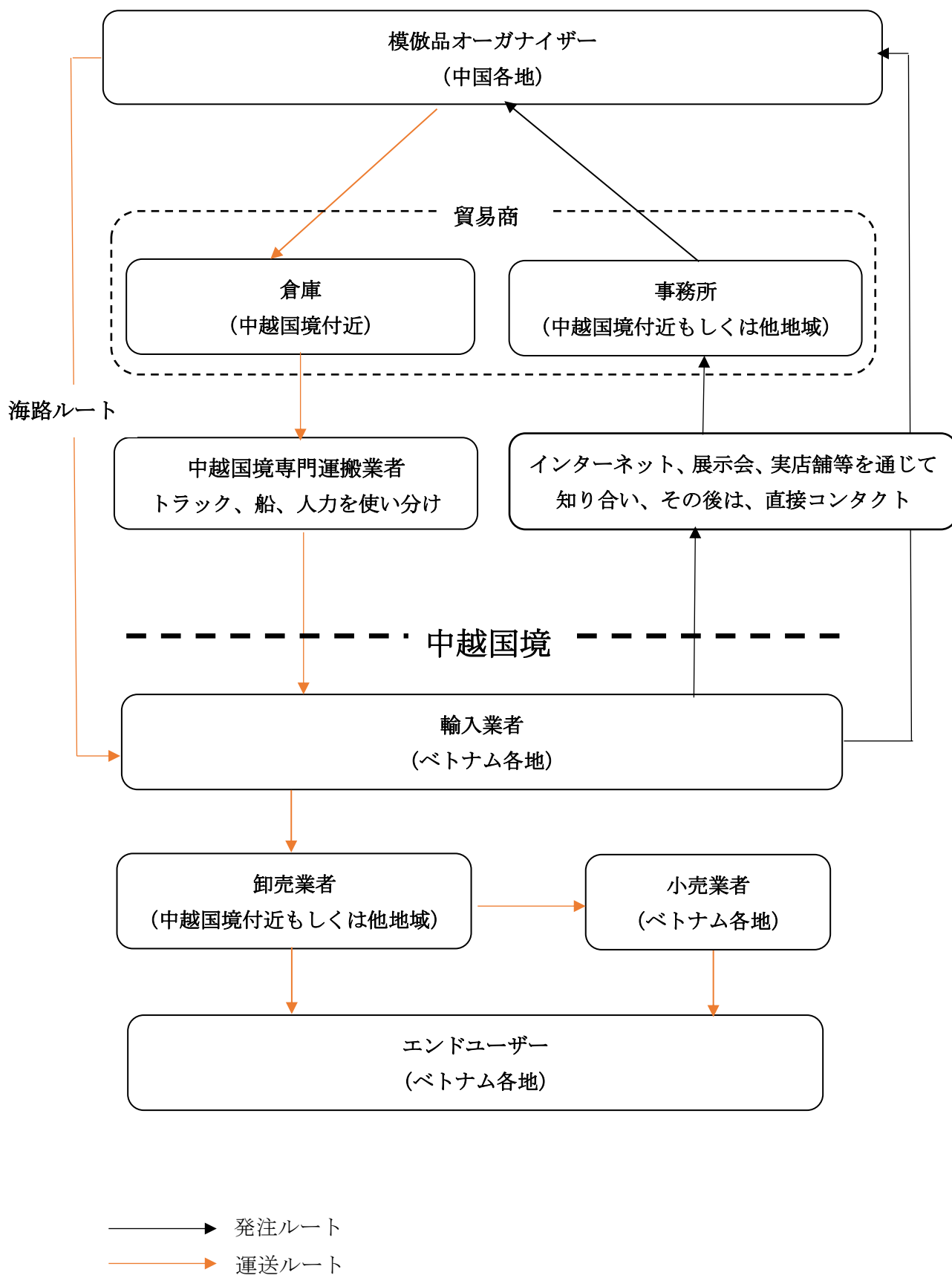
### 【中越国境専門運搬業者】

- ・ 正規、非正規問わず、運搬対象貨物の越境運搬を専門とする物流業者

- 中越国境付近に多く所在
- 「辺境証」を有するベトナム人個人運送業者のネットワークを有していることが多い



【中越国境間のビジネスモデルのイメージ図】



## 四. 中越国境における模倣品対応方策

### (1) 総論

中越国境付近における模倣品への対策方法として、①中国側での対応、②ベトナム側での対応、双方をうまく採っていく必要があり、いずれかのみで、模倣品の流通を減らせることは難しいものと思われる。

①については、そもそも模倣品オーガナイザーとベトナム模倣業者が一般にコンタクトを取ることを防止するべく、主要な取引チャネルである、インターネット上のサイトへの対策が肝要となる。また、個別案件ごとに模倣品取引が判明した模倣品オーガナイザーや貿易商に対する調査・摘発等の対策を積極的に採っていくべきである。

②については、取扱量が多く、影響力が大きい模倣品輸入業者、卸売業者を中心に個別に調査・摘発等の対応を検討するべきである。なお、前述のとおり、現状、多くの模倣品が中国で製造されて、ベトナムに流入してきていることから、常に、中国源流業者の存在を意識・探索しつつ、費用対効果の高い対策方策を検討するべきである。

両方に共通する方策として、税関での差し止めを検討するべきである。これを効果的に機能させる前提として、特に、中越国境の各税関を中心に、両国間で流通している模倣品について、実効的に情報提供することが重要となる。

全体的に、中国が源流ということ、また法制度、法執行機関、サービスプロバイダの成熟度等の模倣対策環境が総じて中国の方が優位であることに鑑みれば、優先順位としては中国側での対応を強化し、ベトナムへ模倣品が拡散しにくい状況を作り上げることを目指すことも肝要である。

### (2) 中国側での対策

#### ・インターネット対策

中国においては商取引サイトが数多く存在しており、模倣品の輸出にもこれが多く利用されているが、特に海外との取引でよく利用されているサイトとしては、「アリババ国際」、「Ali Express」「タオバオ」のようなプラットフォーム型サイトや、模倣品オーガナイザーが自ら作成・所持する独立サイトが挙げられる。

【中国における主要商取引サイト例】

プラットフォーム型サイト				独立サイト
事業者向けサイト	一般消費者向けサイト			
 阿里巴巴 1688.com アリババ	 亚马逊 amazon.cn 卓越アマゾン	 天猫TMALL.COM 天猫商城 (T-Mall)	 淘宝网 タオバオ	自社 ウェブ サイト 等
 Alibaba.com 阿里巴巴国際	 JD.COM 京东商城	 萌购网 萌購ネット	 拍拍 拍拍ネット	
 AliExpress 全球速売通	 newegg.com 新蛋 新蛋ネット	 QQ商城 QQ商城	 1号店 yhd.com 一号店	
 eBay 易趣 易趣ネット	 GOME 国美在线 gome.com.cn 国美在线	 VANCL 凡客诚品 凡客誠品	 Suning.com 苏宁易购 蘇寧易購	
 HC360 慧聪网 慧聪ネット	 顺电 sundao.com 順電ネット	 唯品会 vip.com 唯品会	 一淘 一淘ネット	

## 【アリババ国際トップページ】

Alibaba.com  
Global trade starts here.™

Sign In | Join Free | My Alibaba

For Buyers | For Suppliers | Customer Service | Trade Assurance

About Alibaba Group

Alibaba.com  
Trade Safely with the World

See The New Buyer Guide

Products | What are you looking for... Search

**CATEGORIES**

- Apparel, Textiles & Accessories
- Auto & Transportation
- Electronics
- Machinery, Industrial Parts & Tools
- Gifts, Sports & Toys
- Home, Lights & Construction
- Health & Beauty
- Bags, Shoes & Accessories
- Electrical Equipment, Components & Telecom
- Agriculture & Food
- Packaging, Advertising & Office
- Metallurgy, Chemicals & Plastics

**The Right Products from The Right Suppliers**

- All Trade Assurance suppliers
- Recommended items from all categories
- 100% payment protection for your covered amount

Source Now

**Sports & Entertainment**

Cutting-edge materials  
Street styles

Visit Now

**India Industries Expo**

Popular products  
Competitive price

Source Now

**AlisourcePro**  
The most effective OEM/ODM & multi-category sourcing tool.

**Simple**  
Post a Buying Request in just 1 minute

**Efficient**  
Get multiple quotations within 24 hours

**All-In-One**  
Comparison, samples and deals

Get Quotations Now

**Online Purchasing Made Easier**  
One click to submit Buying Request

Source Now

(<http://www.alibaba.com/>)

## 【Ali Express トップページ】

AliExpress™  
Smarter Shopping, Better Living!

I'm shopping for... All Categories Search

Cart 1 Wish List Sign In | Join My AliExpress

**CATEGORIES** See All >

- Women's Clothing
- Men's Clothing
- Phones & Accessories
- Computer & Office
- Consumer Electronics
- Jewelry & Watches
- Home & Garden
- Bags & Shoes
- Toys, Kids & Baby
- Sports & Outdoors
- Health & Beauty
- Automobiles &
- Home Improvement

**SuperDeals | Featured Brands | AliExpress Collections | Bestselling | Tech Discovery**

**Welcome to AliExpress**

Here are some quick guides and top tips for an easy, enjoyable shopping experience

**SEAKNIGHT FISHING EQUIPMENT**  
Up to 50% off

Only on Nov 23

**ALIEXPRESS COLLECTIONS** View more

**NOVELTY ITEMS**

**Make a Statement**

**TODAY'S DEALS** 439 items

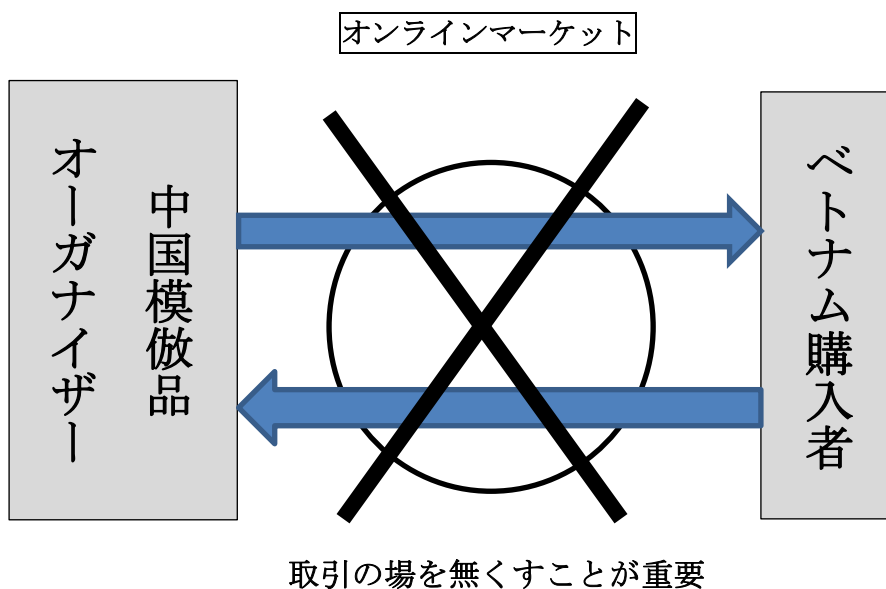
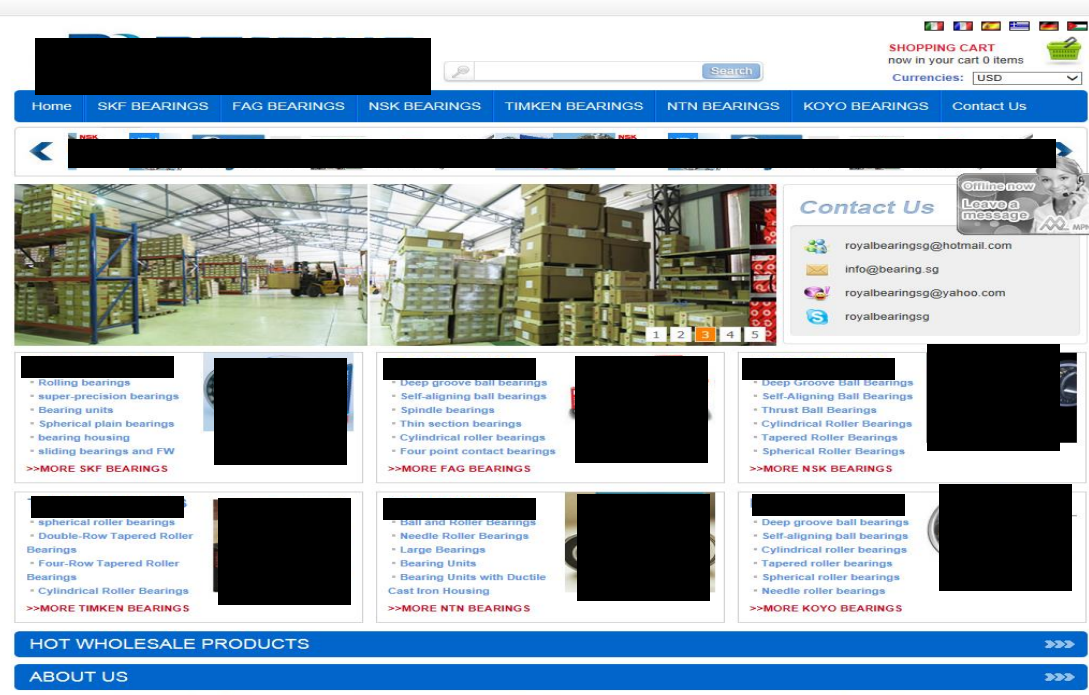
Ends in: 23:30:19

**VC**

US \$89.99 15% off  
US \$105.87 / piece

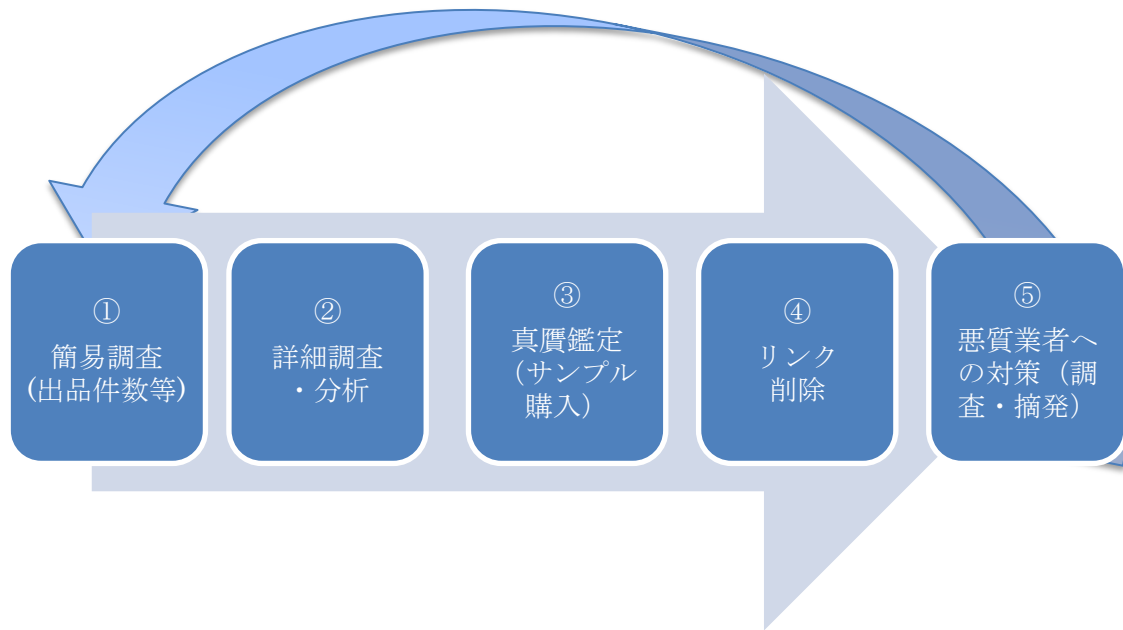
(<http://www.aliexpress.com/>)

【海外向け独立サイトの一例】



但し、いったんこれら模倣品出品リンクを削除したとしても、模倣品オーガナイザーは、これを再度アップすることは比較的容易であることから、一度削除すれば終わりというものではなく、定期的・継続的に削除をし続けることが肝要である。

また、オンラインマーケットに付されているチャット機能や、サンプル購入等を通じて、模倣品出品者から情報を引き出し、実地における模倣品製造拠点や、模倣品の保管場所等の情報を取得し、摘発を実施することも可能で、このように、複合的に実施するとより効果的である。



## ・模倣品オーガナイザー・貿易商対策

模倣品オーガナイザーもしくは貿易商は、模倣品がベトナム側に輸出されるまでの間、出荷数量に見合うだけの模倣品在庫を保有していることから、当該在庫保管場所を調査で突き止め、輸出・出荷がなされる前にこれを摘発し、模倣品の流出を抑制する対応が検討できる。また、模倣品の数量が少なく摘発が困難である場合には、民事訴訟を中心とした対応が効果的である。

### (i) 調査

調査の方向性としては、中国国内の調査会社等を通じて、インターネット対策、後述の税関対策等を実施し、その過程で特定の模倣業者の情報を取得できている場合は、当該模倣業者に対して訪問調査（一般的には、取引を装って、商談を行う前提で相手先の工場や倉庫や事務所等を訪問し、模倣品の情報を聞き取ったり、模倣品の製造保管状況を目視で確認する）を行い、同業者の実態を把握し、その後の摘発を含む権利行使に資する情報を収集していくことになる。権利行使に資する重要情報の一例は以下のとおり。

- ・ 住所、代表者氏名
- ・ パンフレット、名刺
- ・ 模倣品のサンプル
- ・ 模倣品の生産場所
- ・ 模倣品の保管場所
- ・ 生産体制（オーダーメイド生産の有無等）
- ・ 製造、出荷の作業時間
- ・ 直近の製造、出荷の予定
- ・ 工場内の見取図
- ・ 工場までの地図

ただし、巧妙な模倣品オーガナイザーや貿易商である場合は、上述訪問調査が難航することも予想される。こうした場合、中国外の模倣品事情にも精通していることや中国語以外の言語（英語、ベトナム語等）で対応できることが必要となることから、かかる調査に対応できる専門の調査会社に委託する等の必要もある。

### (ii) 摘発

調査を実施した結果、すぐに摘発できる状態であった場合は、模倣品の出荷・輸出を防

ぐ観点から、なるべく時間を置かず、直ちに管轄当局へ摘発を申し立てるべきである。他方、近年の製造業者については、模倣品購入者の発注に応じて、オーダーメイド体制で模倣品を製造していることが多いため、調査を実施したとしても、模倣行為を確認できない、もしくは在庫がないといった状況が数多くあり、摘発のタイミングを計ることが難しいケースも少なくない。こうした場合は製造業者の模倣品製造規模（例えば、製造業者の全売上占める模倣品販売額の割合、年間の概ねの取引回数、インターネット上での模倣品取引実績等）に鑑みて、規模が大きい場合は、ある程度のコストを掛けて、調査会社による潜入調査（一般的には、製造業者の従業員として工場等に就職し、製造業者内部で模倣品製造に関する予定やタイミングの情報を収集する内容の調査。）を実施し、模倣品の製造を確認した段階で、直ちに管轄当局へ摘発を申し立てることも考えられる。

この点、貿易商については、出荷を行う作業の時間帯を除けば、保有する倉庫は常に閉ざされていることが多く、行政機関による摘発を実施する場合、行政機関は、倉庫に踏み込める権限を有さないため、摘発が難航することが予想される。こうした場合、まずは調査会社による調査を通じて、貿易商の出荷のタイミングの特徴を把握し、その後、管轄当局との事前の調整を十分に行い、出荷のタイミングに合わせて、摘発を試みるのが考えられる。万一、これでも難しい場合は、行政ではなく、刑事摘発についても検討する余地がある。

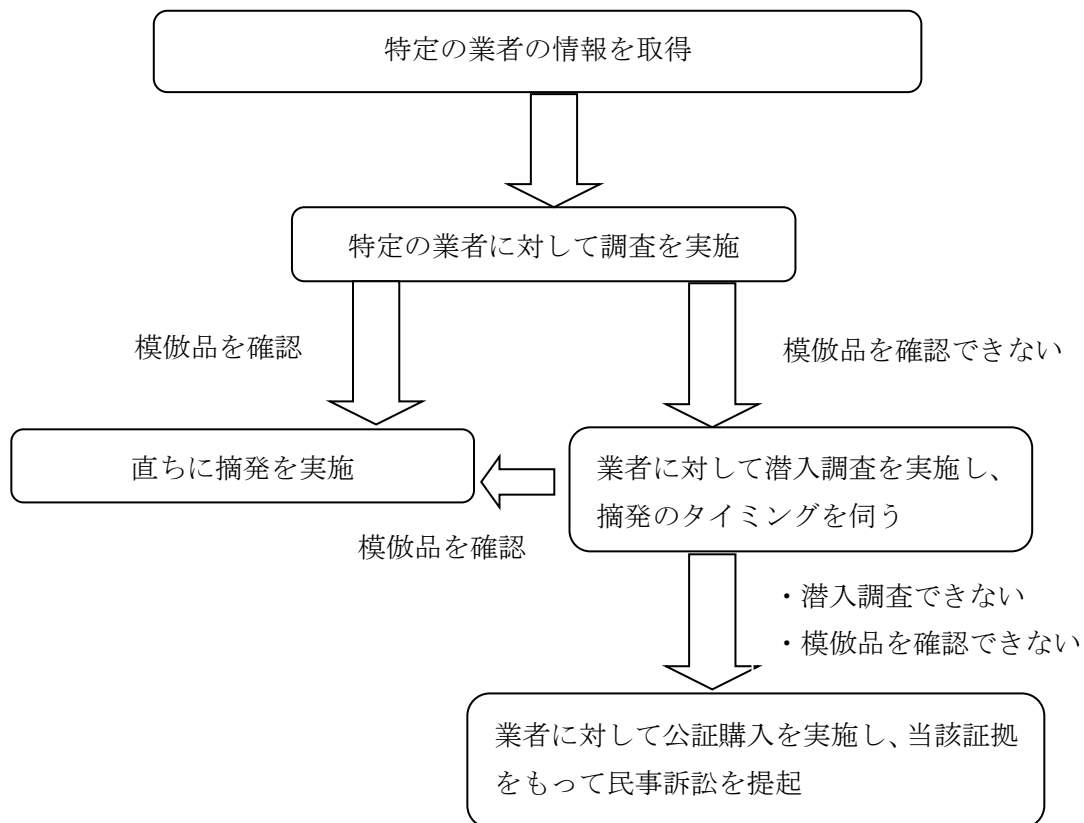
### （iii）民事訴訟

調査を実施した結果、直ちに摘発をすることが困難で、かつ、上述の工夫を以てしても摘発が見込まれない場合、これに対する対抗策としては、模倣品の在庫数量に左右されない民事救済手段が有効だと考えられる。民事訴訟を実施する場合、その前提として、侵害行為に関する証拠が法廷で必要とされることから、当該証拠収集が必要となる。

証拠の収集を行う場合、比較的容易に実施できるのが公証購入（模倣業者から模倣品を購入し、その全過程について、公証人が公証するもの）であり、これがかなう場合、当該証拠に基づいて、民事訴訟を提起することが可能となる。他方、模倣業者から模倣品を購入できない、もしくは大量発注でないと購入できないといった事情で、公証購入を実施することも困難である場合は、受動的な対応となるが、例えば、税関において模倣業者の模倣品が差し止まった際、税関が発行する処罰決定書をもって、これを証拠として民事訴訟を提起することも可能となる。



【模倣品オーガナイザー・貿易商対策のフロー】

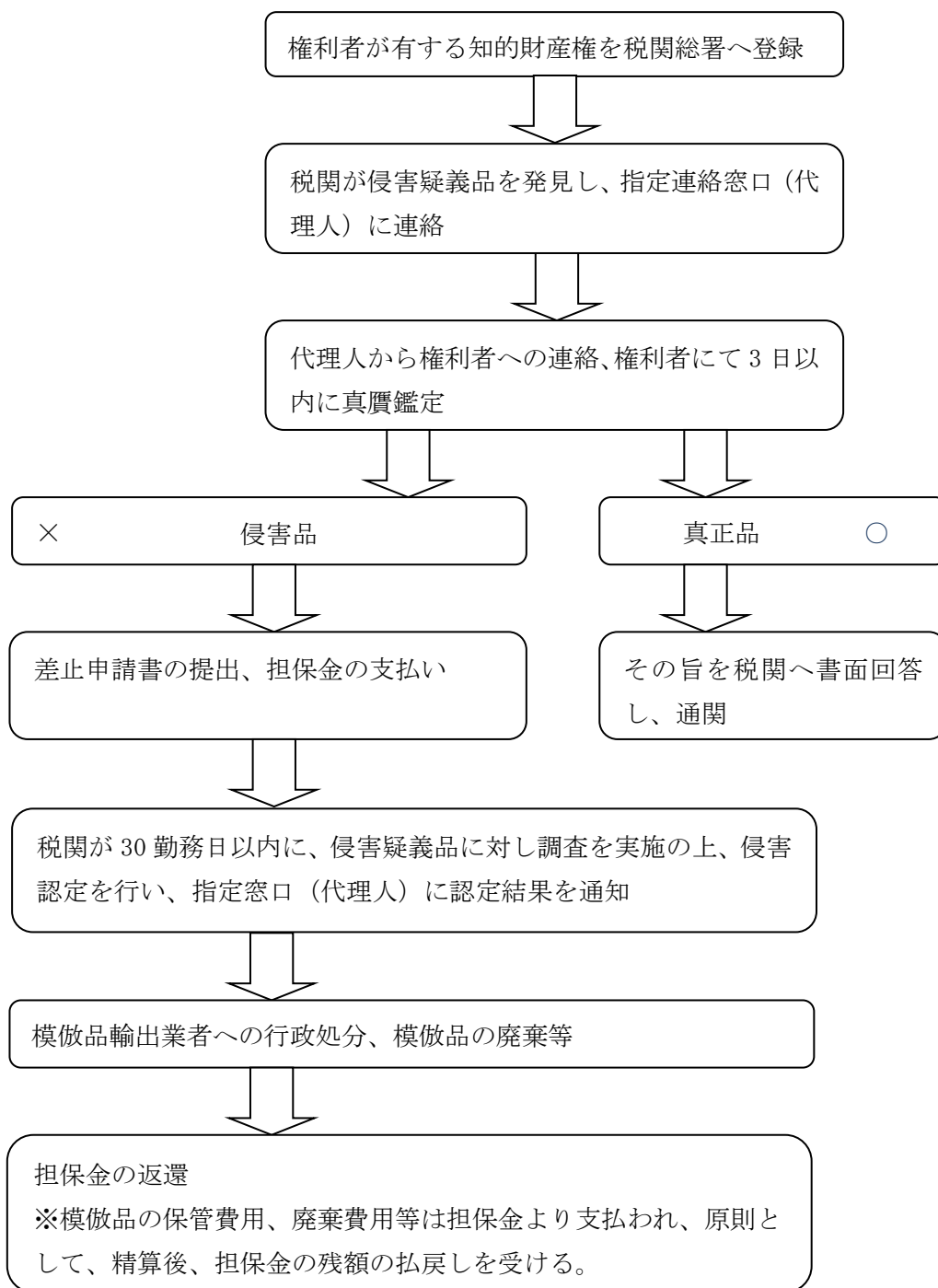


## ・税関対策

中国税関における模倣品の差止めには、大別して二通りのルートがある。一つは権利者の申請を契機とする差止めであり、もう一つは、税関の職権による通関中止措置を契機とする差止めである。差止められるケースのほとんどは、税関の職権による通関中止措置を契機とする差止めであり、これをいかに実現するかが肝要であるが、この職権による通関中止措置がなされるためには、まず、権利者において、自身の有する知的財産権を税関に登録することが必須である。逆にいえば、登録がなされない限り、職権で通関中止措置がなされることはなく、模倣品輸出業者は、自由に模倣品を輸出できてしまうことになる。他方、税関登録がなされていれば、それだけで、模倣業者にとって、差し止められるリスクとなり、これを回避するための後述の巧妙化した手口を用いる等、模倣品輸出に手間や、コストがかかる状態となり、これらの点から、税関登録は、模倣品の海外流出抑制の第一歩といえる。

税関登録した結果、職権に基づく通関中止措置が取られる体制が整うことから、税関の日常的検査の中で模倣品と疑われる製品が発見された場合には、以下のような差止め対応が取れることになる。

【模倣品が税関において差止められるまでの流れ】



## 【税関差止めにおける実務上の留意点】

### (i) 代理会社の選定

日本企業が権利者である場合、税関における知的財産権保護制度を利用するには、中国の代理会社（専門の代理会社、中国現地法人等）を選定する必要がある。

この点、商標登録に関する事項ということで、税関代理の特殊性を踏まえ、中国において商標出願を依頼した商標代理事務所、そのまま税関代理人も任せるケースが実務上、よく見られるが、商標代理と税関代理では、求められる体制、知識も大きく異なるため、同商標代理事務所が税関代理事務所として適格であるか、慎重に吟味すべきである。特に、前述のとおり、税関代理人の大きな役割の一つとして、税関から受領した写真に不足がある場合に、直ちに写真を撮りに行き、3日以内という厳格な法定鑑定期限内に対応できるようにすることが重要な役割となるが、これを確実に実現できるだけの体制（広い中国において、突然の税関の連絡に応じて、すぐに人を派遣できる体制等）が必要であるので、この点は十分に確認する必要がある。また、商標代理事務所が、写真を撮影する場合に模倣対策の専門調査会社に都度、外部委託するパターンもあるが、この場合、自前で体制を有している代理会社に比して、一般に、費用が高額になることが多い点も注意が必要である。さらに、後述のとおり、差し止められた案件を契機に、対象模倣品を輸出した業者、その模倣品を製造して輸出業者に提供した大元の業者を辿り、これに対して、調査、摘発、訴訟等の対応をとることが有益であるので、これが実現できる体制、スキルを有しているか、という点についても、併せて、確認すべきである。

### (ii) 差止率の向上

前述のとおり、税関の職権により差止めがなされるためには、まずは、税関に、自身の有する知的財産権を登録する必要がある。他方で、この登録をしておけば、それだけで税関が積極的に差止めを実施してくれるというわけではない。すなわち、日本企業のみならず、世界中の中国進出企業がそれぞれの権利を税関登録しているのであり、人的資源に限りのある税関は、これら全てについて、100%差止めを実施することはできず、差止めがしやすいブランド、製品を優先的に差し止めているのが現状である。

### (iii) 税関への情報提供

そもそも、税関は、いかにスムーズに輸出入品を通関させるか、いかに流通を止めないか、がその主たる職責であり、差止めはこれに逆行するものであるため、税関は、税関独自のシステムを通じて、模倣品である蓋然性が高いと判断できる貨物を慎重に判断の上、

差し止めるか否かを決定している。そのため、多くの模倣品を差し止めてほしい権利者としては、税関に対し、模倣品である蓋然性が高いと判断できるに足りる十分な情報をあらかじめ提供することが極めて重要であり、これによりはじめて、模倣品の差止率が向上する。

例えば、以下のような情報を提供すると、経験上、税関における差止率の向上につながると思料される。

#### ➤ 真正品に係る情報

##### 輸出ルート

- ・真正品は特定の会社からのみ輸出される
- ・真正品は特定の港からのみ輸出される 等

##### 輸出方法に関する特徴

- ・真正品はコンテナを用いては輸出しない
- ・真正品を他ブランドの製品と同一のコンテナで輸出することはない
- ・真正品を他の種類の製品と同一のコンテナで輸出することはない 等

##### 貨物に関する特徴

- ・真正品特有の梱包上の印字
- ・真正品特有の製品コード等
- ・真正品特有の体積、重量、数量等 等

#### ➤ 模倣品に係る情報

- ・模倣品が多く発見される国（かかる国を仕向地とするものは模倣品である可能性が相対的に高いと判断できる）
- ・これまで模倣品の差止め対象となった業者の一覧（いわゆる「ブラックリスト」）
- ・中国国内での模倣品流通、摘発状況（税関は、水際の事情に精通しているが、中国国内での模倣品流通の事情に対しては、必ずしも精通していない）
- ・海外税関における差押事例（欧米等における貨物輸入の際の申告情報は比較的詳細かつ正確であるため有用である）

模倣品であるとの蓋然性の判断のサポートとなり、差止めを踏み切ることができやすくなるため、これらの情報を日常的に収集、取りまとめた上、税関に定期的に提供することが有益である。こうした情報は、前述の税関登録画面からインターネット経由で、いつでも自由に入力することができ、また、ある程度、対象税関が絞られる場合には、後述の税関セミナー等を通じて、情報提供することも可能である。

#### (IV) 税関セミナーの開催

税関職員と直接、意見交換が実施できる、税関セミナーへの参加や開催も有益である。税関セミナーは、税関からの呼びかけに応じて参加するケースや、権利者の方から税関代理人を通じて税関に申入れをなし、開催するケースがある。

税関セミナーの目的は、税関に前述したような情報を提供するのみならず、税関が把握している問題点を共有する点、税関へ表敬の意を伝える点にもある。実務上、税関職員は、自身が強く認識、記憶しているブランドの模倣品について、相対的に多くの差止めを実施するという側面も否定できないため、かかる表敬の意を伝えて、同税関職員に好印象を持ってもらうことで、差止率が一定程度向上するケースも少なくない。

#### 【税関セミナー実施例】



### (3) ベトナム側での対策

ベトナム側でも、中国と同様、後述のとおり、行政・刑事摘発、税関差し止めの措置が検討でき、基本的に留意すべき点は、前述した中国のそれと同様であると考えて良い。ただし、民事訴訟は、いまだベトナムの司法制度は必ずしも成熟していないため、模倣対策の手段として一般的に活用されているとは言い難い。

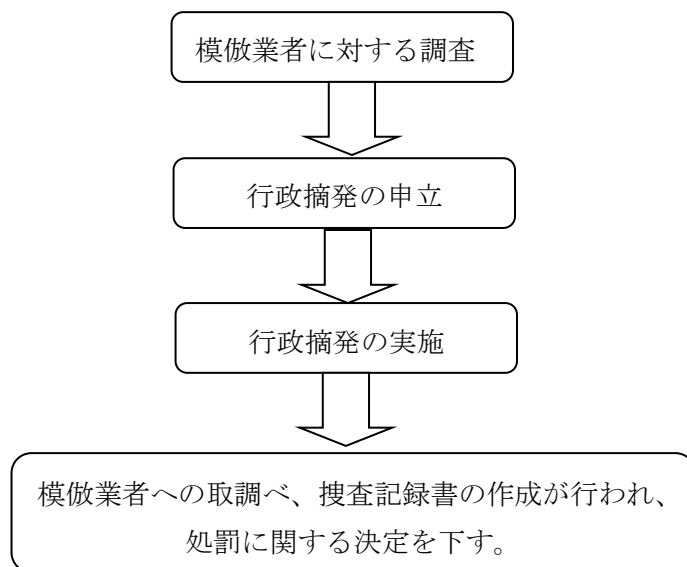
前述のとおり、中国に比して、模倣対策に係る案件数が総じて少なく、模倣対策環境が整っていないことから、中国で対策を採る場合よりも対策費用、時間がかかってしまうことがあるので、案件ごとに、中国で対策を採るべきか、ベトナムで対策を採るべきか、慎重に検討するべきである。

#### ・輸入業者・販売業者対策

##### (i) 行政摘発

市場管理局を中心とする行政当局を通じて実施される措置であり、具体的には警告、罰金、模倣品の没収等の処分が行われることになっており、比較的利用しやすく、ベトナムにおける模倣対策の重要な一手段となっている。行政摘発の流れも中国における行政摘発と大差はなく、概ね、当局への申立、摘発の実施、模倣業者への取調べ・鑑定、処罰となっている。行政摘発を実施する前、それに資する情報を収集すべく、模倣業者への調査は不可欠であり、模倣行為に関する証拠や模倣業者に関する情報を持っていなければ、摘発を行うことは困難になる。証拠については主に模倣品サンプル、模倣品の広告物等が挙げられ、模倣業者に関する情報は、通常、模倣業者の名前や所在地、模倣行為が行われた場所、時間、範囲等が挙げられる。また、摘発の申立先、即ち、案件を管轄する行政機関についても、調査の際、調べる必要があることに留意すべきと思われる。

## 【行政摘発のフロー】

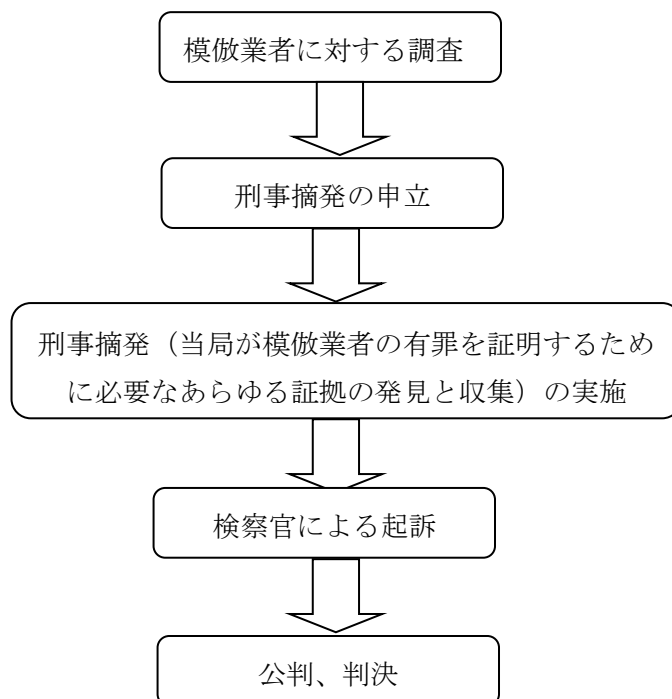


### (ii) 刑事摘発

社会に深刻な影響を与えた場合、再犯の場合、組織的に行われたものである場合等、刑事罰の対象となり得るとする刑事訴追基準を満たした場合、経済警察を通じて、より効果の高い刑事摘発を実施することが可能であり、具体的には模倣業者に対する罰金、懲役等の刑罰が科されることになる。ベトナムでの刑事摘発も中国と同様、概ね3段階に分けられており、摘発、起訴、公判という流れで行われることが一般的である。同摘発の前段階においても調査を行う必要があり、事前に模倣業者や模倣品に関する証拠収集をしなければならない。



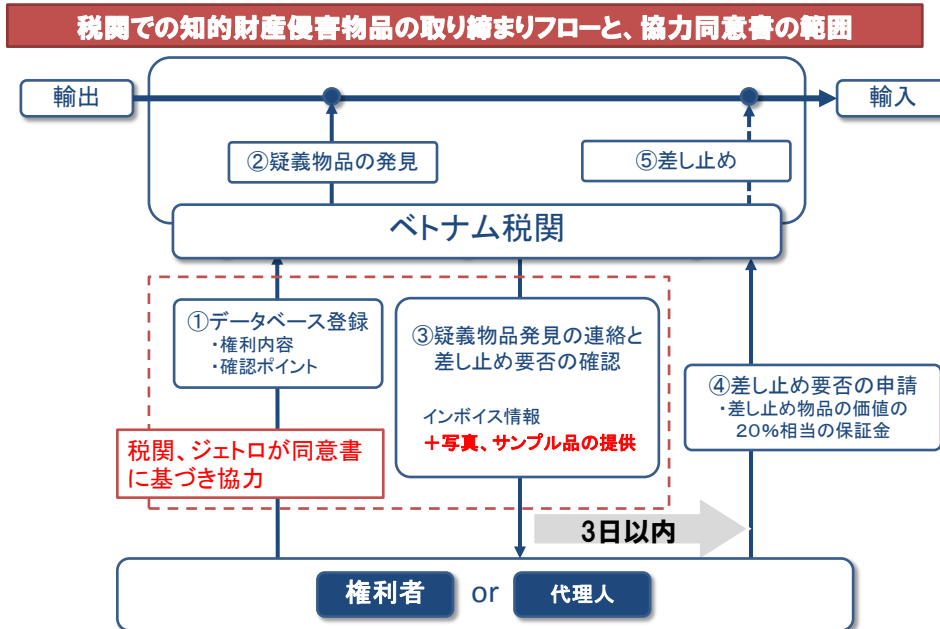
## 【刑事摘発のフロー】



## ・税関対策

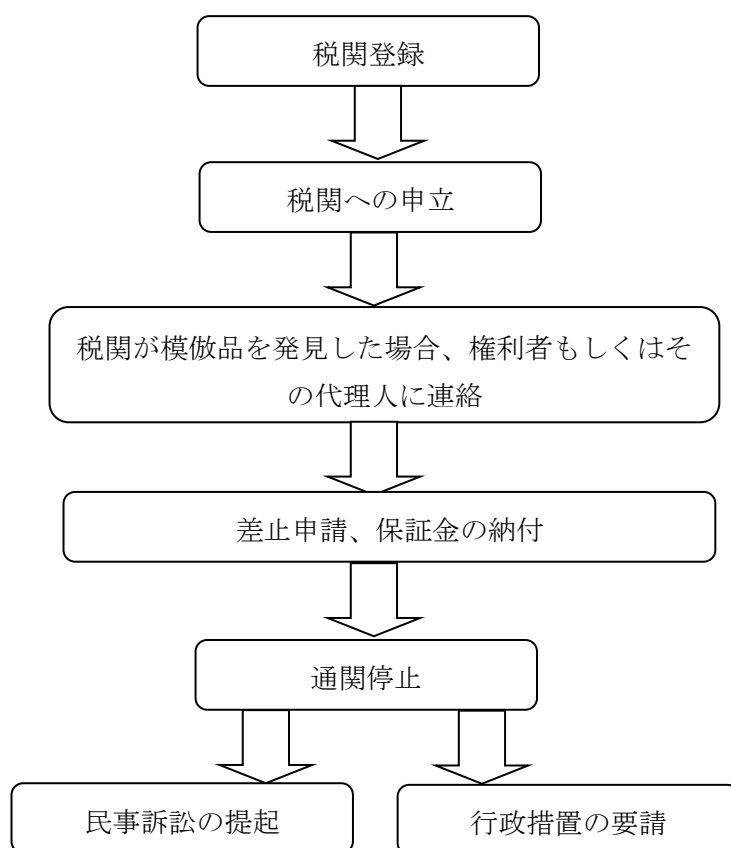
ベトナムでの税関対策は中国と大差はなく、権利者による事前の税関登録を実施すれば、差止めが可能となる体制が整う。具体的には、まず、権利者がベトナムの税関総局（GDC）に税関登録申請を行い、税関が申請を受理した後、税関が疑義品を発見した場合には、税関は疑義品の通関を一時的に停止し、直ちに権利者またはその代理人に通関停止の事実が通知されることになる。それを受けて、権利者またはその代理人は所定の期限内に、税関に対して差止申立書を提出するとともに、相応の保証金を税関に預ける必要がある。同手続きを踏めば、税関は差止申立された疑義品の通関停止を行うことができる。その間、権利者は定められた期限内に通関停止品の所有者に対する民事訴訟の提起を含め、措置を取り、税関に対して通関停止品の所有者への行政措置を実施するよう要請する形になるのが一般的である。税関登録制度の具体的な手続きについては、政令「財務省 通達第13/2015/TT-BTC 号」に詳しく記載されているが、ベトナム語表記、税関に向く等、日本企業が単独で実施するのは困難で、現地代理人の力が必要となる。

なお、2014年12月に締結したJETROハノイ事務所と税関総局密輸防止局との協力同意書に基づき、税関から権利者またはその代理人に通関停止の事実が通知される際、書面に加えて写真の提供が可能となった。



要すると、ベトナムでの税関対策は、模倣品の通関停止、およびその後の民事訴訟のための関連証拠の収集という中間措置の性質を持っている。但し、ベトナム側における税関対策も中国同様、あくまでも通関手続きを行った貨物に限って差止が行われることから、ベトナム人運送業者によって運ばれる小ロットの貨物の対応策としては、その効果は限定的であると思われる。

【税関対策のフロー】



## 五. 調査結果総括

ベトナムで流通する多くの模倣品が中国で製造されており、海路、陸路を中心にベトナムに流入してきているが、本調査を通じて、近年、流通量が増えている陸路での模倣品流通の構造、これに関与する中越両国の模倣業者の概要が判明した。

陸路の場合、海路に比べると、中越国境付近の特定の都市にて、異なった役割を担う中越双方の複数の業者が、連携しながら模倣品ビジネスに関与しており、海路の場合とは異なった点に留意しつつ対策を検討する必要がある。特に、本調査結果のとおり、中越国境の主要な都市という形で場所的にある程度、限定ができることから、関係政府のサポートも得つつ、これらの地域の関連当局の啓発活動等も今後、検討、推進されていくこと等も期待される。他方で、陸路、海路双方に共通する対策も少なくないので、権利者企業におかれては、両方のルートからの流入を念頭に置きつつ、バランス、効率の良い対策体制の構築を検討されたい。

今後、本報告書での結果を踏まえて、多くの事案が分析されて様々な方策が検討され、有効な対策方法が確立していくことを期待したい。

以上

[執筆協力]

上海擁智商務諮詢有限公司

[発行]

日本貿易振興機構（JETRO）

広州事務所 知識産権部

TEL: +86-20-8752-0060

FAX: +86-20-8752-0077

2016年3月発行 禁無断転載

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。JETROは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえJETROがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはJETROが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びJETROの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。